WASON
HQ
1104
J74+

驛遞局認可

明治十九年五月五日發行

女學雜誌

每月三回發兌
一冊正價四錢

第貳拾貳號

東京 女學雜誌社

Digitized by Google

Original from
CORNELL UNIVERSITY

A. Tagonoura soko saye niou tujinami wo;
kazashi te yukam minu hitono tame.

B. Kinö made yoso ni omoishi ayamegusa;
kyo waga yado no tsuma tonaru kana.

女學雜誌第貳拾貳號目次

●社說。婚姻のをしへ（上）●新報。數件●叢話。日本婚禮諸風俗の研窮。束髮圖解。渡邊卷きの圖●佳傳。翠香院尼公の小傳●寄書。淳子の君に申す●附錄。第一回點取文。日本婦人改良論●諸廣告

五月五日

●物のはじまり（其二）

●鏡は堯の臣尹壽つくり初むと云ひ又黃帝の時よりありとも云ふ我國には神代の頃より既に八田の鏡ありしなり

●櫛は髮ありし昔より在りしとゆゑ余程に舊し伊邪那岐の命が伊邪那美の命を尋ね玉ひしとき既に之れありしやう物の本に見ゆ

●今の如く簪をさしたる起原は定かならねど元文あたりより初て盛んとなりしは確かなり

●簪に耳かきとつけたるは若狹守宗直の考にて享保三四年よりの發明なり

●兵庫まげは唐輪まげ一變したるにて慶長の末寛永の比より初る

●島田まげは万治の頃より行はる島田宿より流行せしなり

甲　田子の浦そことさへ匂ふ藤なみをかざして行ん見ぬ人のため

乙　昨日までよそに思ひしあやめ草けふ吾宿のつまとなるかな

女學雜誌第貳拾貳號（明治十九年五月五日）

●社説

○婚姻のをしへ（上）

婚姻ハ一生の大禮なり故に支那の聖人ハ之を人間四大禮の最初におき西洋の物知りは之に最も嚴肅なる盟約を要すつらく思ひ見るに人毋の体を離れて世に生れ出てたるのち新に合体するは其妻たり其の夫たり世に巳の事を尤も深く思ひ巳の心を尤もよく察し困難にハ共になやみ樂にハ共にたのしみ出でゝは共に歩み入てハ終始居を同ふするもの實に其の夫たり妻たるあり左れバ西洋諸國の教にハ人ハ父と母を離れ其婦に配ひ二のもの一体になるべしと云ひ上代の聖賢も瑟琴を鼓が如く和樂して樂むを以て夫婦の上乘とは言ひ玉へり天の男女をつくりて之を夫婦とし玉ふこと豈に磨小木と磨鉢とを以て叩き合ハする望ならんや妻戀ふ鹿ハ尾上になき火をとる夏虫は燈に溺る非情の木にも連理あり高砂の松夫婦と現はれ化野の薄ほの字と招く皆なこれ天の心なり然るに情に富み愛に深き人間にして一生瑟琴の樂みなくましては一体の思もなく妻は夫の家に辛棒すると思ひ夫は妻を邪摩ものに見て角をつき合ふ鬼ども一室に同居し出でゝは共に爭ひ入ては和ひのゝしらんと實に愚中の愚ならずや今に市に觀せ物ありと云ハゞ子供を置くも飛び出る妻君あり朝劇場にゆくと云ハゞ夜の目も眠らぬ娘子あり此れ必竟樂を得んためならずや然るに今に人間第一ハ樂をとり人間一生の愛を得るにかの觀せ物と觀劇場にもゆく程の覺悟もなきこと豈に尤も愚なることあらずや之を思ふに其のあやまちは初にあり婚姻は一生の至樂なりもし始に於て之をつゝしまずバ反てこれ一生の至苦とならん思ひ見るに我國今日の夫婦もと其始をつゝしまざるがゆゑに樂みなきなりもと其始を嚴にせざるより終に至りて亂るゝあり吾人今にすでに夫婦となりたる人々に向ひ君等よく其の妻を愛し玉へ妻も亦た夫に從ひ玉へと云ふ言やゝ美なりとも始をあやまりたる人々には左程の効も見えずたゞ此れより妻をうらみ夫を定めて一生の交を結バんとさるゝ娘嬢方にハ今にいさゝかの申し言も之をきゝ玉むゞ直に効あり一生の得これよりや起らん吾人が茲に端をひらき先づ婚姻當今ハ弊害を述べて次に婚姻ハ事の心得を言ふも必竟其始をつゝしみ玉へと云ふに在るなり先づ當今の婚姻につきて靜かに思ひ運らせバ其れうちに埋るゝ弊害甚だ多し然れど今にこゝに其の大畧を擧れバ大方は左の三を以て尤も甚しきものとするなり

○○第一　當今の婚姻ハ早過るなり　草木に花さくを見よ花も草木

の生ひ育ちて大抵育ちの止りたるときに開くなり其故を思ふに已れすでに育ち了れバ則ち花を開き實を結びて其の種をのこそありこれを考ふるに人も亦たかゝる天理あるべし已が身体尚ほ盛んに成長する頃ろ忽ち花をさかせて子を産まんにハ已れ生ひ立ちの止りて衛生に害あるのみならず産みたる子は猶ホ子供の子の如し身体八腐完全して中分なく發達したる母親の血をうけねバ其子も大抵肥よハくして育ちがたくよし育ちたりとも終身病氣中の犬あるべし農家が穀物野菜の種をとるにも成るべく老ひ熟して定きに至れるものに花をさかせさて夫に結びたる實をバとるなり人また必ずかくあるべし已の身体未だ育たざるに早く夫婦とならバ夫は之が爲に精神を衰弱し妻は之が爲に身体をそこね産れたる子は之が爲に早死し天下の民こゝにいよ〳〵弱ばり果つるなり近來子宮病の人多く子供に育つもの少きハ多は婚姻の早過るゆゑならん昔し紫の君ハ十四にてたちせられて云々と云ひ淨瑠璃姫ハ十四のとし牛若にあひ玉ふと云ひ婚姻ハ昔しよりもやゝ遲き方なりと言ひ張らん人あるとも若し西洋各國の有樣をきゝ近くも之を徳川時代のころに比ぶれバ婚姻の年余りに早きやう思ハるゝといと確かなり

婚姻の早過る弊害はたゞに衛生上のゆゑのみならず學文上にも經濟上にも大なる損亡なり今ま女學校に入りて多年の苦辛をとげやう〳〵卒業ありたるものも卒業后たゞちに人にとつぎて子を産み玉ひては終身の仕事ハ子供の守と襁褓の洗濯なり學び得玉ひし學文は何の爲となる乎これ大なる損亡なり又た余りに早く婚姻し玉ふより夫婦とも〳〵に一軒を立てゝ父母の膝下より離るべき財産もなく一家内に二三夫婦も同居して苦情のたへぬとは言ふ迄もなくそのうちに子を擧げ借金にかさみ終身のつとめは夫と共に金の工面するとバかりとなると經濟上の大損亡ならずや之を西洋諸國に行はるゝ習ハせに較ぶれバ雲と泥との相違あり西洋の婦人は學校を卒業したるのち之を實際に用ふると數年なるか又ハ之を實用し得べき有樣ならでは夫に見えざるなり己に可成の金を貯へて夫の身代に合ハすべき財産あければ容易に人のもとに嫁せざるなり左れバ妻となりても學文を實用し夫に從ひても十分の權力あるとあかく我國に見るを得ざる美風あり願らくハ我國の娘嬢方も此れより玆に鑑みいたづらに胡蝶の戲るゝを余り早う羨み玉ハず母方もまた余りに早う之を強ひ玉ふ可らず英吉利の女は平均二十五才にて嫁つぎ和蘭の女は大抵二十八にて人にめとらる早きも廿一才より早く妻となるようの國ハ開化の國にハなきことなり思ふに娘嬢と雖もあるが

ちに早く嫁がんことを望み玉ふは非ず母方とても無利に早うあらせんとは思はれまじたゞく世間一汎の習として遲くも十八九にはよめ入らすと定るより二十を過ごさせては世に片環娘ならんなど言はるゝころの口惜しくて左てはかくも婚姻をいそぎ玉ふあらん故は吾人が先づ訴ふべきは輿論なり世間一体の評判なり輿論と評判は日本の娘孃は二十才より早く嫁ぐべきものにあらず之よりも早ければ衛生にも學文にも經濟にも大なる損毛あり汝こそよりは二十才ならず婚姻するものあらばつとめて之を非り笑ふべし廿を超ゆるまで獨居する娘孃あらば口を酸くして賞めそやすべしかくて日本の婚姻今少し遲くなりて人の妻となるには先づその身体完全に發達し學文の用も實際に用ひられ身代も少か貯へありてその後に人にゆかするやうとならんには一に汝等輿論評判の力なり

（次号へつゞく）

●（第二回點取文題）女子敎育策

第一回の點取文も本号に附錄として優文の人々三氏の答を載せたり由て此度また第二回の點取文題として女子を敎育する方法工夫の策を問ひ參らせば本誌愛讀の人は固より傳へきゝ玉ふ方々まで成るべく高答を惠まるゝやうひたすらに希ふなり

●雜報

○五月五日　今日も端午又も重五と云ひて古よりさまざまの儀式あるみとなり先づ粽を食ふことも五月五日に汨羅に投じたる屈原の志をあはれみ楚の人より爲しはじめたる故事と附會し又た菖蒲酒をのむは陽氣を助け年を延るためと歳時雜記に故事附け又た藥玉とて菖蒲よもぎその外親花十種ばかりを五色の糸にてとぢのへてひぢにかくる事ありたり延喜式公事根原などに八釜しく述れど吾等には關はりなし今日菖蒲酒を用ひて沐浴すると昔よりの習はせなれど今は探湯の方さへめありとてさまざま之にひねり金を出さんとする人は少く又た菖蒲を頭上に挿み若くも腰にまとひて病を除くと思ひたる婦人昔は多かりしが今は少く京都加茂の競馬も今は行はれず草あはせの遊も小學校の運動にうせり舟競べの故事もボートの競艘となりけるぞ開くる御代の兆とや云はん老ひたる人は昔ゆかしく思ふべらなり

○女子交濟會　前号にも有力なる婦人會と題して我國に婦人の協會のいよいよ起らんことを望み少か論述したるが今度府下に女子交濟會なるものを立てゝ婦人方の交濟を親密にせんことを勉めらるゝと云ふ尤も美擧と云ふ可し今ま其會より寄附ありたる主意書並に規則を左に掲ぐ

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

女子交際會主意書

世界を廣ろし萬國ハ多し何れの邦か人民なからむ何れの世か交際なからむ土地に東西の別あり人種に黄白の差ありと雖ども人民ありて交際なきハなし人の性たる固とより群居を好む者にして決して孤立獨歩そるを得ず一家の內夫婦親子兄弟のミにして未だ此れ性を滿足せしむるに足らず必ず廣く他人と交ハらざるを得ず其交ハ愈よ廣くして一身の幸福亦愈よ大なるを覺る交際以て人間社會を作ると謂ふも可なり夫婦親子兄弟より親戚朋友に及ぶ迄只一の交際あるに成るを知るときハ其の貴重なる論を竢たざるなり

然るに我國に於てハ古來一種の風ありて男子ハ外を務め女子ハ內を守るを以て其本分とするものゝ如し男子ハ外を務め因て交際の道を得るにも拘らず女子は內を守り遂に交際の利を得る能ハざるハ不釣合も亦甚しからずや勿論古來の交際ハ區域にも限りあり身分にも限りあり中々今日の交際に比す可きにハ非らざれど亦當時ハ當時だけの利益ありしにハ相違なきなり然るに其れを男子にのみ私し女子に及ぼさゞるは今謂ふ儒教主義の弊に歸せざるを得ず女子に取りては迷惑此上もなき事ならずや我々內々察し入る所なりされども多くの人は之を尤と見做し矢張り古來の風を存せむとするぞ怪しけれ淺見とや謂ハむ薄識とや謂ハむ我々一向よ感服する能ハず常に嘆息の至りに堪へず折もあらバ之を匡濟せむと志ざせしは一朝一夕の事にあらざるなり

近來は我國も百事文明の風に移り女子にして英吉利佛蘭西獨逸の書を讀み書きする者も少なからず西洋の束髮を學び西洋の衣服を着け西洋の料理を喜ぶもの追々に增加そる趣なり斯くなくては成らず又かく成るは時勢なれバ時勢に連るゝ事を知ざる者は遂に世よ立ち難かる可し然れども今日の有樣にては猶極めて其の人に乏しく聊か英佛獨の書を讀み又は西洋の束髮を學び西洋の衣服を着け西洋の料理を喜ぶバ一際人目につく如く中々目するに盛大の二字を以てそべからず是れと云ふも畢竟は我國の女子は交際を知らす交際を知らざればこそ智識を弘むるの道なく歡樂を享くるの機なく徒らに男子の使役玩弄に供し獨立自主の氣を失ひ稀れに外國の事情言語風俗の片端を心得る者あれバ陽わに之を賛美しながら陰に之を誹笑するに至る吁何ぞ我國女子の卑屈よして無識なるや之れを外國婦人の獨立自主の操行あるものに比そればバ月と鼈との差あり抑々外國婦人の智力あり敢て一步をも男子に讓らざるは何ぞや幼時の教育あるに由ると雖ども亦長じて大に交際を盛むにするに在り故に日常の宴會より公衆の集會に至るまで婦人其權の一半を占む其勇氣ある羨むに堪たり齊しく女子なり我國の女子にして豈に外國婦人に及バざるの理あらむ而して今日の有樣あるハ積年の弊習に坐すればなり苟くも此弊習を改ためて女子に智識を與へ獨立自主の氣を生ぜしめむと欲せバ何は兎もあれ其本たる交際の道を盛にするに在り交際の道盛に行ハるゝ時は文明の事物ハ一として女子の間に行はれざるハなきなり

我々因て茲に一會を開らき名づけて女子交際會といふ凡ろ女子にして志ある者ハ其身分の如何に拘らず年齡の如何に拘らず進むで加入を賜はらむとを其細かなる規則條目を揭げて下

にあり斯くして幸に多數の同志を得バ英學を修むるとも工藝を習ふとも其志の向ふ所の多きに從はむ即ち之を述べて緒言とそ

女子交際會假規則

第一條　此會の目的は同志會合して交際を結び互に智識を養ふに在り

第二條　此會に會員たるものは毎月二回集會して談話會を開く者とす

第三條　此會に會員たらんとする者ハ會員一名の紹介を以て幹事に申込むへし

第四條　此會に會員たる者ハ毎月會費として金五錢を出し其費用に充つる者とす

第五條　此會の會計は六ヶ月毎に計算し過剩あるときハ之を蓄積し臨時の費用に充つる者とす

第六條　此會々場は當分麴町女學校を以てこれに充つる者とそ

第七條　此會の會日ハ毎月第一日曜日と第三日曜日と定め午后一時に開會し三時に散會そ

第八條　此會ハ毎月一回雜誌を出版して會員に送付す

第九條　此會に幹事一名を置き諸事を取扱ハしむ
但し照會ハ發起人宛て事務所に申越さるべし

東京麴町區平川町六丁目五番地　女子交際會事務所

發起人　吉田京佐
贊成人　大江孝之

○東髪　東髪のことにつきてハ本誌にも屢バ論じたるが斯る便利に經濟に衛生に可なるものをたゞ一時の流行のおと覺えて此頃ハ太たく廢らせたる人々の心ハ果敢なしと云ふも愚かなり並く々の娘孃方は言ふに及バず彼女學校の教師女生徒がた迄で此有様につけて元のさまに結び直し玉ふハ初め束髪し玉へる折の心も見えて最と頼母しからず覺ゆ去廿九日ハ束髪の發起人石川映作君肺病にて死し玉へるを葬り記者も會葬して渡邊鼎君の演說をきゝ石川君が永逝は一にハ此事を起さん爲め余りに盡力ありたるゆゑとぞきく斯る人々の心をも知らで只だ勝山にまねて勝山むすび丸まげ片外しを結びたる昔日のやう思ふ人のみ多きハ最と歎くべき極みなり本社ハいよ／＼之を主張するの念と石川君を哀むの情とを以て本号に束髪の圖と解とをかゝぐ志あらん人々願くハ察せよ

○和文教科書　華族女學校の學監下田歌子女氏の編集に係る和文教科書ハ古の物語日記その外の名文集中より更に金玉の什のみを撰み集められたるものなれバ中學校師範校などの教科書に用ひてハ尤もよく私に和文學バん人々も之によりて法を習ハゞ眞に欲る所なかるべし　恐くも皇后の宮華族女學校へ行啓ありし日生徒方へ御手づから一部づゝとらせ玉ひしほどの寶書なれば此度中央堂の主人宮川君が之を梓に上せて世にひろめ玉ふ

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

は吾等に此上なき幸なりと云ふべし

○共立女子職業學校　は女學擴張にきよにある人々の設立せんとて計畫あらする趣にきゝたるが此頃左の如き趣旨がきを世にひろめ玉ひしとなり

つらく我國婦女の世を渡る有樣を視るに、概其父兄良人に便りて、其衣食を仰ぐのみにして、自ら生業を營むことを知れる者甚少し、一朝其杖柱と賴める父兄良人の不幸あるにあへば、忽身を處するたつきを失ひて、俄に貧苦に陷り、徒に人を怨み、世を嘆ちて、せんすべを知らざるに至る者あり、その慘ましさいはん方なし、かゝる有樣に至るゆゑんを推究むるに、女子の教育いまだ遍からずして、實業を授くるの道行はれざるに由るなり、近頃女子學校の設世に乏しからざれども、其授くる學科は、或は閑雅優美に流れ、或は高尚深遠に趨り、概文字章句の末に拘り、實業に疎くして、日用に適せず、竟に小學以上の學校教育は專中人以上の子弟に行はれて、廣く世の女子に及ぼすを待ざるに至れり、吾ら窃に之を憂ひ、同志の者相謀りて、女子の職業學校を設け、專女子に適する諸の職業を授け、併せて、修身和漢文、英語、習字、算術の如き日用必需の學科を教授せんとするなり、然るに世の人或は職業としいへば、賤しき業として厭ふ者あれども、そは大なる謬なり、今其最見易き例を擧げんに、古より天子后妃の尊きを以て、御みづから農桑の業をとらせられしと、和漢の歷史に昭々たり、近くは、我か　皇太后　皇后の兩宮には、每年宮中に於て養蠶の業を執らせたまふにあらずや、かゝれば、此等の女功は決して賤しき業にあらず、否、之を婦女の本分とこそいはめ、いかでか之を賤むることを得べき、世の女子を持てる人疾く考へ茲に運らして、吾らが此擧に同意し、實業の教育を女子に授けしめられんと吾らが偏に望む所なり、

因に言ふ、凡事業を始むるはたやすき事にあらざれども、始めたる後に永く之を維持せんとは猶難き業なり、故に吾らは深思熟議して、第一着に維持の方法を立て、準備畧整ひたり、然るに、校舍の建築は手始に屬する業なれども、一時に多額の金を要する者なれば、之を支辨し易からず、依て大方の諸媛諸君子の賛成を乞ひ寄附の金を仰ぎて建築の費にあて、其校を以て共有物とし、諸君と共に永く之を保ち、益隆盛に趣かしめんとす、女子の教育を重んぜらるゝ諸媛諸君子願はくは之を賛成補助せられてよ

明治十九年四月

發起人

永井久一郎	那珂通世	中川謙二郎
三田葆光	鮫島晉	宮川保全
小西信八	秋山四郎	武村千佐子
豊田芙雄子	松本荻江子	上野銀子
丸橋光子	佐方鎭子	合原琴子
植村花亭子	鳩山春子	渡邊辰五郎
松岡登波子	安香烈子	三守益子
藤村晴子	愛知すみ子	奥好義
柴田直記	山川二葉子	安達安子
後閑菊野子		

此は女學雜誌第拾九号より米國婦人の職業と題して女子に職業

を授るとの必要を論じたるが今ち丶るとの企あるハ實に喜びに堪へざるなり

○結婚條例　豫て制定せらるゝやハ風説ありし同條例ハ昨今頻りに再調中の由にて既に各府縣へ內達せられ且配変年齡等の調書も畧ぼ頓せしに付此上ハ專ら獨逸法を參酌して編纂するとになれりと云ふ

○佛國夫婦別居法改正議案　佛國夫婦別居法改正議案ハ千八百八十五年六月三十日元老院より參議院の調査に附せられたるが參議院に於てハ此の頃法制司法外務部長フルーレンス本件に關する報告書を討議し同議案中重要なる規則卽夫と別居せし婦に其の財產を管理そるの權利就中夫若くハ裁判所の許可を得ぜして其の不動產を讓與するの權利を認むる規則に付きてハ其の主意を可決せしが其の字句に至りてハ之を修正せしむるがため右議案を法制部に下附せり(本年二月十二日佛國ル丶マタン)

(本年四月十四日官報)

○婦人洋行取締　長崎縣にてハ海外旅行の婦女子の取締を嚴にし其本夫と共に同行そる者ハ外ハ農工業其他一廉の目的を達し得べき者に非ざれば總て許可されぬ由なり

○師範學校の女子科　京都府にて前に上京區第卅一組末丸町第一番戶へ設立せられし京都府立師範學校ハ分校女子科の生徒ハ七十六名にて同附屬小學生徒五十五名幼稚園生徒五十六名なりといふ(四月廿日、大坂日報)

○美人品評會　何もの丶催ふしにや今度上下京六十五組各小學校の女紅場に出場し女禮式裁縫等の敎授を受る女生徒中十五歲以上十七歲以下の未婚者にして組內屈指の美人數名を女敎師をして撰定せしめ之を夫れと披露せずして廣場に招待し茶菓を饗しつ丶品評委員が之を評し一等より十等までの評定を爲すと云ふが大方斯ることを爲したらんにハ面白かるべしと云ふ位ひの話なるべし(四月廿二日中外電報)

○身体敎育論の唱歌　去る十七日福岡婦人協會の席よて甫守氏の讀あげしハムブレー氏の身体敎育論の唱歌ハ左の如しと四月廿日の福岡日々新聞に見ゆ

凡ろ子供を育つるハ。深く家內に籠め置かで。絕へぜ戶外に誘れ出だし。戯れ遊ぶ其のうちに。腕を強くし足ハやめ。筋をつよくし骨かため。又氣力の增そよかに。つねく心をつけぬれバ。これに優れる法あらじ。ゆめ疑ふな疑ふな。ろも身体の敎育ハ。衣服のことに止まらず。空氣運動起臥家屋。そべて身体の發育に。なくてならざる物ハ皆。此の題目の內にあり。 いハぜと知れた事なれど。食事ハあれく多からぜ。衣服ハ餘りに厚からずろれのみならぜ寢床をも。軟かそぎぬ樣にせよ。 必ぜ

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

すべし然かすべし。世の父母は戒めよ。子供を餘り窮屈に。きびしく扱ふこと勿れ。すべて自然に打ち任せ。遊びに心の向くまゝに。暑さ寒さの時につれ。雪のつぶてや砂の山。塵りにまみれ雨にまれ。川に遊びて水鳥と。戯れおよぐ有樣を。見聞きするとも心とば。いため腦ますこと勿れ。子供のたけく強かれと。願ふ心のある父母は。其幼き時にもて。好むがまゝに外に出し。冬の白鬚氷の鏡。心のうつるろがまゝに。雪の達摩や氷踏。なぐさみするを支ふるな。ひねもす内に閉ぢ籠めそ。夜はこたつに足ぬくめ。子供とあまりいたはるな。

可愛子供を外に出せ。かく寒さにただへつゝ。歸り來りて甘ゆるも。其氣と拙かせはなまして。再び子供を外に出せ。再び子供と外にやれ。かく養ひつ導かば。子供は自然それに慣れ。この世に出たる其の故は。室にこもりて火にあたり。親にあまゆるのみならず風や雨にもさらされつ。遊び戯れかけ走り。身体ぬくむるものぞとは。敎へざれども悟るべし。その吠へさけぶ寒風や。金をとらかす夏の日は。物ともせざるそれのみか。鷲が巣をくふ高岩も。恐れ怖ぞによぢのぼり。やがて成年となる日には。己が力の及ぶだけ。道に違はぬ物おとは。何まれかまれ爲さんぞと。進む氣力の少年を。吾はめづるぞ譽むるぞよ。深山の柏を友にうゑ。野原の杉を盆にうゑ。空しれぐまでそだてんと。たれもふ愚かのあるべきか。松や柏がさかゆるよ。千歳の枝ぞならしつゝ。緑りの色に雨風に。ほこりぎなるは何故ぞ。あまた歲月暑を犯し。寒さにふれしためにこそ。

○高齡の婦人　去る十六日のジヤツパン、ガゼツトに曰く當時サウスシーに住めるアボツトと云へる婦人は今年百三歳の高齡なるにも拘らず至極壯健にして數日前梯子段より墮ち其肩を傷つけて蓐に就きしまでは毎日戶外に出でゝ相當の運動を爲し曾て少壯の時に異ならざりしと又此婦人は千八百三年に婚姻を爲せしが其良人は多年ウヰンチエスターの僧侶たり前年八十四歳にて死去したりと云ふ西洋にては百歳以上にて尙健強なる婦人甚だ多きが如くなるは何故にや思はざる可らず

○婦人の投書　新聞雜誌には種々奇妙なる書面を寄する者あるが近頃米國ハーペル雜誌の記者に宛て某婦人より贈りし文に「妾將さに死せんとす醫士の診斷にも妾の命は貴社のホーウヱルス君の草せらるゝ印度盛夏の續き物の全備するまでは保たざとの事に候妾は右の小說を愛讀して措かず其如何に結了するやを承知せざる間は死せんとするも死すると叶はず記者足下妾をして其結局を聞かしめなば妾は欣んで瞑目せんのみ」とありしと四月廿日の報知新聞に見ゆ

○麴町二丁目の出雲屋熊次郎氏は專ら束髮かもじ附曲の製造賣捌をせらるゝが今度び一層見世向を擴げ大勉強大安賣して益す〳〵製造賣捌を盛大にせらるゝよし委しくは本號の廣告欄内を御覽あれ

●叢話

○日本婚禮諸風俗の研究

婚禮の何如によりて其國の開化ハ推し測からるゝものゆゑ西洋諸國にてハ最とくハしう國々の婚禮風俗を調ぶるとあるに我國にハ是迄かゝる事に心付くる學者も尠かりきハ最も惜しむべきとなりき然るに今度社友渡瀨莊三郎君の發起よて人類學會よて此事を調査せんため廣く世人の報告を望み玉へり吾社ハもと女風の改良よ盡力するものなれバ斯る事の研究ハちと迂遠なるやう思し召さん方もあらんや知るべからねども固と悪風を改良するにハ其の悪風の何如なるかを知らざる可らず之を知らぞハ改めんと思ふ便もなく又た慷慨奮發の念も起らざることとなれバ左に渡瀨君の出したまへる研究項目を掲なて讀者諸氏の報告を乞ひ且つ其報告と人類學會の報告に載りたる知らせとハ續々本誌に掲げてもろともに女風を改良するの念を起す奬勵とすべし

一　縣國郡町村地名　ハ可成丈詳細なるを要す僅々一二村中に行ハれて絶て他になきものあれバ也

二　土地の概畧史

三　他地方との交通

四　人口(男何人、女何人)

五　男子の職業　　六　女子の職業

七　子女の教育　　八　結婚者の年齢

九　嫁娶ハ同村内の者を撰ぶや他村の者を撰ぶや

十　求婚者の手段　たとへバ男子が女子に婚を求る時物品等を送りて諾否を試る類

第一圖　第二圖　第三圖

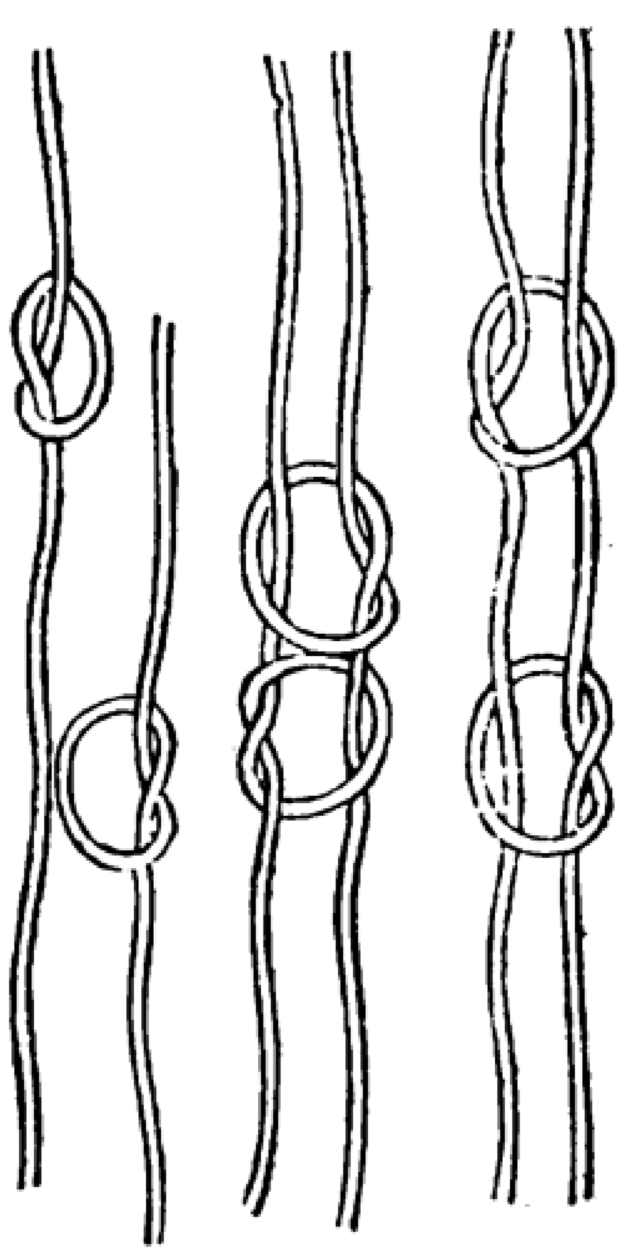

讃岐國の一僻村にてハ男子が女子に送るに藁にて作りたる縄一圖の如きものを以てす女諾するときハ結目を引寄せて第二圖の如くなし諾せざるときハ第三圖の如くなして返すとぞ亦婦女の諾否如何を問ハず突然掠奪し來て婚するの風習あり伯耆國會見郡の海濱にてハ當時猶此の風習存すると云ふ此他種々の類例あり亦盆祭り鎭守祭り等に方て求婚者の手段となるべき遊戯の類

十一　結婚の約整ふ後男子より婦へ送る物品の種類及び其特別物品に限る理由たとへバ帯、衣裳、或ハ帯代、衣裳代、足袋、酒、などを送るの類其他僻地には奇なる贈物あり

十二　同じく婦より男子に贈る物品の性質

十三　婚姻當日の贈物

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

十四　媒妁人及鐵漿親の撰び方及び將來新婚夫婦に有する關係
十五　媒妁人の外婚儀に陪する助手(侍女郎の類)
十六　重要なる儀式の部分
十七　儀式中忌む所の言語擧動
十八　祝宴に用ゆる特別の食物當日忌む食物其理由
十九　婚儀當日の服裝頭裝
二十　新郎新婦の乘物及其途上の摸樣たとへば騎馬に乘るなどを云ふ
廿一　新婦が新郎の家に達せし時の禮　たとへば信州平瀨村にては婦の新郎の家に達するや先づ馬より下り草履の横緒を斷て屋上に上れば玄關に迎ふる男女の兩童子は手に持てる松明二本を合して一となし之を消すなど其他送り火迎ひ火の類
廿二　新郎か新婦の家に達せしときの儀式
廿三　婚家に對する近隣者の祝禮
廿四　婦父母の家を去るに臨みての禮　送り火を焚き鹽を撒し箒にて掃き或は草履を以て打擲するの類
廿五　婚儀終るの後新婦と新郎父母間に存する儀式
廿六　同新夫と新婦父母間に存する儀式
廿七　同上新夫ご親友を歡待するの諸風俗
廿八　聟入と唱へ新郎が新婦の家に赴く時の儀式
廿九　町村内者の新婚者に對する遊戯　たとへば宴席へ石を投じ雜言罵詈して儀式を妨け或は新婦が路に要して新郎の家に到るを妨ぐるの類及びその理由其他種々の戲
三十　新夫婦の近隣へ目見へに行くの禮及び其折の贈物
卅一　里歸りの禮
卅二　結婚后新夫婦を遇する町村内の風習　たとへば毎年大晦日に其年内に結婚せし夫婦一同を辻或は神社の境内等へ集め衆人の眼前にて婦の臀を打ち夫は裸体にして胴上となし或は水を灌ぐの類其他祝棒菖蒲打雪打等の類を云ふ
卅三　離婚
卅四　再婚　再婚に就ては種々なる風習の存せしこと古書に散見す三百年程以前には後妻打或は騒動打とて妻を離別して五日十日或は一ヶ月内に又他より新妻を迎ふることあれば最初の妻は數多の女を集め新妻の家へ亂入し鍋釜障子を打毀する風習ありし亦た近江國筑摩祭には土地の女共が持し夫の數と等しき數の鍋を被りて踊りしと云ふ何れも昔時の事なれども現時とても再婚に關する異風俗は地方によりて存するならん
注意　渡瀨君ご募らるゝ研窮の項目は右三十四條なり讀者のう

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

ち志あらん方も成るべく其地方もよりより聞き込み玉へるときもを本社迄報告あらんことを乞ふ本社は之を人類學會に轉送すべし且つ同會へ來れるものと吾社に來れるものとのうち吾等が日本の女風を改良するに付て心得となるべき報告あらバ之を本誌に掲げてもろともに日本婦人の爲に盡すところあらんを期す。

附言す人類學會の假事務所は東京下谷仲徒町一丁目廿二番地神保小虎君方にあり

○日本婚禮の風俗集（一）

能登國輪島より海上十八里の所にある一小島にては兄弟姉妹の結婚行れしよし此島もと漁民十戸始て移住し村を爲したるものならん（神田孝平君）

府下荏原郡鵜の木村邊にては毎年十二月三十一日夜十二時に本年中結婚したる者とバ鎭守八幡社の境内に集め敷石の上にて新夫を裸体にして年を取り！男十五人各棒を携へ新夫の臀を一つ宛打つ新婦は只之を見るのみ若し見るを嫌ひて逃るゝことあれバ探ね捕へて同く裸体として臀を打つ社内にては燈を点じ神酒を供へ神官は村内に結婚者ありしを神に告ぐる趣を爲そ又預め湯を沸し置き新夫の足を洗ふ爲よそ新夫婦の家にては小麥の強飯を製して近隣に贈る此式をチビシヤと云ふ小麥の強飯は他の時に用ゆるとなし（坪井正五郎君）

舊秋田藩よては新婦新郎の家よ到るよ方り（拙者の聞たるは藩主へ嫁入の時の話なり下々のことは如何なりや未だ知り申さず）其乘物の前よ彼の佛式葬禮の如く白張提灯數對をたて行くとのことなり何故に斯る風習ありやと問ふに之は死者の如く一たび行けバ復歸らずとの意味なりと（山崎直方君）

女學雜誌の記者も如此き風習の我國に存すると記せるを以て其の名殘とせんことを期望し上は政府の人に對して如此き惡風と速に禁止されんことを請ひ下は同志の人と共に專ら如此き惡風を改良せんことを目的とするもの也讀者吾人が此樣な報告を記するに慣れて其道念を卑うせられざらんやうくれぐれも切望すると云ふ

○束髮圖解

左の圖解は社友渡邊鼎君より寄送ありたるものなり

（第一渡邊卷き）の結ひ方は先づ中剃の邊にて髮の毛を揃へ根元と細き打紐よて結束し其の束ねたる髮を右の手にて三四度右の方へねじり而して其を圖の如く卷きて前後左右の四箇所をヘーアピン（留針）にて留むべし而して留針は成るたけ根と結びたる紐の所に挿さる樣にすれバ保存よきものなり

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

第一渡邊卷きの圖

（第二渡邊卷き）ハ始め第一渡邊卷きの如く根元と結び其の束ねたる髮を二三度ねじり而して根元より三四寸許り離れたる所よりの髮毛を三ッに分けて三ッ打ちに編み毛先きの所に至りて之を少し捻り廻して細き打紐又ハ元結ひにて結び留め然る後ち左右の四ヶ所をヘーアピンにて留ると第一渡邊卷きに異ならず

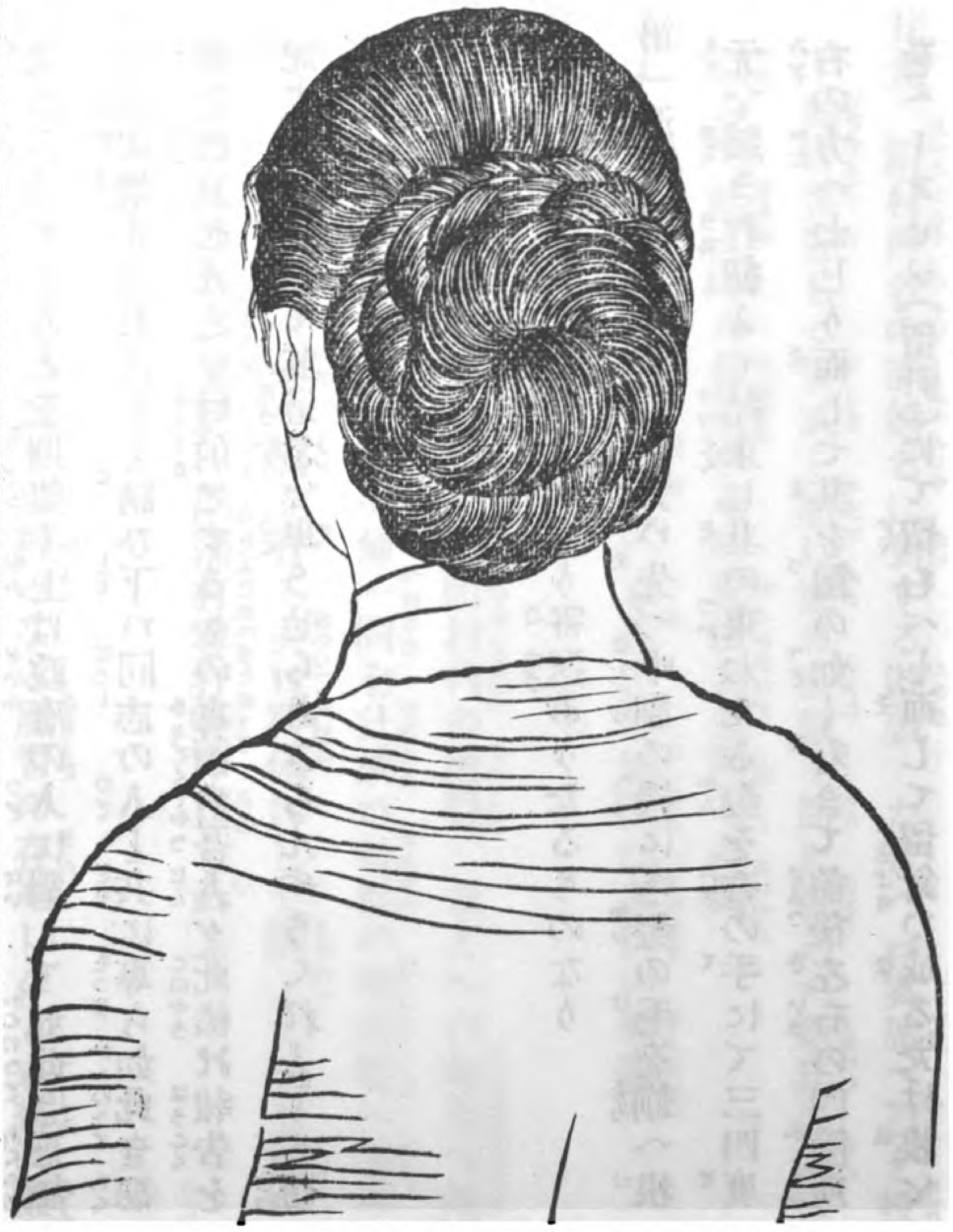
第二渡邊卷きの圖

●佳傳

○翠香院尼公の小傳

舊幕府のまだ世盛りなりし天保の頃若州小濱なる酒井侯の藩士に木咲某といふ人あり食祿も少なからず家の暮しも豊かにて家にハ二女一男あり其長女を松と呼び天保十四年に生れたり長男を政二郎とて松の爲にハ弟ゝ當れり然るに嘉永四年ハ春父の木咲ハ故ありて世を去りたるが如何なる故なりけん此折俸祿の半

ばを削られ跡に殘りし母親の手一つにては迚も口餬ぎの成り難しとて政二郎と末の女を伴ひ聊かの由縁を便りに京都御幸町松原下る町に住む提燈屋の某方へたどり往きぬ此折れ松は國許の身寄の方へ殘されたるが朝夕に馴れまつはりたる母の事を忘れかね斯く親族の掛り人となりて辛き月日を送らんよりも我も京都へ往き母や弟と共に兎も角もならばやとて或時國の家を出で京都は唯南の方の山越へとのみを心當てに丹波路近くまで來りたり此年お松はまだ九才なり素より賢くは産れたれども子供心の悲しさは路用などれ事に心附かず又た如何にして宿を取り如何にして食を求むべきかをも能く知らざれば此時早く飢に疲れて道の傍らに伏したるを若狹より京へ通ふ魚賣の商人に助けられて辛く京の宿に送られぬ母も此の商人より途中の荒增を聞き取りて且は我子の孝心を喜び且は道中の難義を思ひ又此の魚賣は慈善を悦びて涙と共に禮を述べお松を我手に引取りたるが此は提灯屋も素より有福の者にあらず母子三人が厄介になるさへも氣の毒なるに又一人の口が殖ては表にこそ現はさね内々腹を病ますると知れてあれば如何せんと母親の心配するを或人の見て此兒の爪外れの尋常なるに心もいと賢しげなり敎へなば舞ひ囃しの技も出來べし幸ひ我等の知る人なる三本木の藝子竹中かのと云ふは藝名を幾松と呼びて此頃新地にての流行子なり其れが一人の器用なる妹分を欲しと云ふなる此兒を見せなば必らず喜びて引受るならん爲る業は賤しくとも當人の運さへあらば氏無くして玉の輿に乗る榮耀も此の商賣では出來る事なり往末の事を思はば彼の方に送り玉へと懇ごろに勸めらるゝに母親も差當りて我肩の休まる事なり兎も角もと賴みてお松を幾松が方へ遣はしけり夫より幾松はお松を引取りて何くれの遊藝を習はさるに怜悧ではあり殊に鴨川の水に洗ひ上げたれば小濱にて潮風に吹き黒まされし昔とは似るべくもあらず天然の麗質此時に現はれて恰も連城の名玉の新たに砑を出でたる如し斯て十四才の春(安政三年)二代目幾松の名を呼れて樂籍に上りしが豫て其名を聞き其聲を慕ひたる縉紳の公達武辨の子弟ども幾松の名を指して酒の筵に聘く者引も切らず(三本木の諸樓は以前より槐門の公達の忍びにて遊宴を張らるゝ所なり)殊に幾松は笛に堪能なればとて折節は已ん事なき方さまにも召され内君姫御前の傍側に侍して合奏の仰せなどありしかば彌々其の名河の東西に高くして三千の敎坊中唯この幾松一人のみ時の賞翫にぞ備はりたる」幾松との木戸公(此頃公が桂小五郎と稱せられしは皆人の知る所なり又公が此の前後國事に盡力せられたるは世に隱な

けれバ爰に云はず）に初めて逢ひまゐらせしは文久元年の事にして十九才の時なりきされバ此後幾松ハ公の楯となり蓋ひとなりて擁護せしと幾度と云ふ數を知らず或る時ハ幕府の探偵に迫られて公を葛籠に入れ家に隱したる事もあり又浮浪の徒の私怨を避けて荷物に造りなし他所に遷しまゐらせたる折もあり其間の艱難辛苦ハ筆紙に盡し難き程のものあり斯て文久三年となりぬ此折世の中ハ彌〻物騒がしくなりて京師ハ暗殺の流行し花の都も脩羅の衢と變りたり公ハ此秋河原町なる藩邸におはせしが壬生なる新選組の浪士輩の附狙ふと隙なければ姑く其難を避ん爲に河原町三條下る對州邸の留守居大島某方に潜まれたり幾松ハ女ごころあれ斯る危急を餘所に見まゐらすべきに非らずとて此の大島が家の下婢となり本の名のお松と呼れて内外の事に心を配り諸事甲斐〴〵しく振舞ひしが或る夜主人の大島ハ前栽の虫の音の面白きに彼の人に一盞を勸めて日頃の鬱悶を慰めバやと奥の間を搔き掃させ竊に公を招じ對酌して世のありさま何くれとなく語らふ折りお松ハ晝間洗濯せし乾し物を取入るゝを忘れたりとて裏手の方へ出で往きしが遽たゞしく歸り來りて竊に公と主人との耳に口を寄せ何事をか私語くと見る間に二人ハ突と立ちて其の儘姿を隱したり間もなく此の奥坐敷を目に懸けて込み入たる荒くれ武士惣勢廿餘人なるが目計り頭巾に黑小袖各〻忍びの出で立ちなれども中〳〵に憚り氣もなくヒタ〳〵と坐敷を取圍みて障子を蹴開き人やあると見入れたれども影もなし確かに今迄酒を酌みたるを突留めたり餘所へハ隱れじ家内の隈〻を撿め見よと八方に立別れ家搜しする折り忽ちお松を見出でたり此奴こそ木戶と大島が行方を知りたるらめ早く吟味せよと立掛ればお松は素より覺悟の上なり中〳〵に惡びれてハ悪からんと思へバ御身等は何人なるぞ奥にハ旦那とお客樣もおハするに靜かにし玉へと云へどイヤ其主人と客人に用ありて來れるあり兩人ハ何れへ往きしぞナニ下婢なれバ知らぬと云ふか此奴不敵なり引立て歸りて糺問せずバ其實を吐くまじと詫ぶるお松の手取り足取り壬生村へ連れ往きたるにて始めて新選組の浪士なる事を知りぬ此者共の手に入りてハ迚も命は助かるまじさらバ肉を殺がれ骨を挫がるゝとも口を開かじと決心して如何に責らるれども唯だ知らず〳〵と云ふより其餘ハ聊かも詞を出ださず浪士等も初めの程こそ隱し居るものならめと威しつ賺しつ刀の宗にて擊さいなみて無理に云ハせんと謀りたれども幾度問ひても妾は下婢なりお客も御主人も何方へ往き玉ひしか知らずと云ふに果ハ浪士も責あぐみて追ひ歸せりお松は家に歸りて後ち

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

公ハ何所におはすにやと思へバ夜中をも厭ハせ京中の心當りの家を探したれども見當らぜ若や途中で暗殺に遇ひ玉ハせや心許なしと思へバ夜の目も合さぜ翌日も翌〻日も尋廻りて遂に大津迄も搜し見んと出立ちたるに蹴上げの弓屋と云ふ立場茶屋の庭に繻絆一つに布褌に錢をくるみ頰冠りして焚火にあたり居る雲助わり心とも無く顏を見れバ思ひきや我が尋ぬる其人なれバ嬉しさの餘りに辭を掛んとハ思ひしかど否〻こゝが大事なり四邊の者に見咎められてハ如何なる難義に遇ハんも知れぜと急に小戾りして兎つ逐つ思案するうち三條粟田の天王前にて京より來る一人の老婆を見受け旨く語らひて錢四百文を與へ彼の人を呼び出したるに公もソレと見て悅び玉ひ同所の山手なる太神宮の森蔭に來りて其後の事共を語り合ひ落着く先の事迄も謀し合せてお松ハ又對州邸に歸りたり（傳へ云ふ公ハ其夜京師の樣子を見ん　怪しげなる單物を着烏丸通りを步まるゝ折り後ろより狙け來る者あり公ハ此奴胡亂あり怪しめられじと懷ろなる按摩の笛を取り出して徐に吹き鳴らされたるに同町の或る商家よりオイ按摩と呼び込れツレを潮に其家に入りて主人の肩を揉まれたりとぞ）斯てお松ハ其次の日大島の妻女と同道にて大坂に下りしに公にも此地に待合せ居られたれバ夫より諸共に但馬地方へ世を忍ひ慶應三年になりて又京師に入られしが程なく御維新の時來りて初めて參與木戶準一郞君の夫人となり昔の艱難を今日の語り草とする身の上となり玉へり明治十年公の薨去ありたる後ハ只管に世を厭ひ落飾して翠香院貞秀尼と號し佛を念じ經を誦そるの外他事なくおはせしが去年より胃症に罹り遂に去月十日を以て逝去し玉ふ御年四十四とぞ聞えぬ

翠香院墓誌

君名松子。京都人也。爲人貞順婉淑。文久慶應之際。右贈正二位前內閣顧問木戶孝允公。執掌王事。知其爲人可深相結託。扶之於流離艱難中。終爲配。後禍亂戡定。立廟堂。參與樞機者。君貞烈之德。爲之輔翼居多焉。及公薨。薙髮。法諱稱翠香院。寡居于京都木屋街別邸。奉仕公廟。十年如一日。明治十九年二月罹胃病。四月十日終不起。享年四十四。嗟呼哀哉。

●寄書

○淳子の君に申す　　靑山　雪の舍樣女

貴社雜誌第十八號へ妾ハ山田淳子の君の敎のうけかたき所を申し聞きしに此度同第二十號寄書欄內へ其をことごとくに擊ち難じ賜へしと見るに同君にハ唯に昔の樣をのみ慕たまへて今しも辛くして開け始めんとそる乙女子の樣をいたくも忌嫌へたまへるが如し其を如何といはゞ是よりハ女子とても日增に彼の文明諸

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

洲の學の風に習ふやうなるハ今更申さぞとも鏡に掛けて見るが如し然れバ有形より無形に及ぼその理り明けく況て束髪は手易く爽かなるとなぞてたゆたうことかは又家居のことたるも君よハ唯神戸地方をのミ例し置れての論ひは謂所一を云ふて二を置き賜ふとなん聞へぬ其がしるしには日の本の中心とも云ふなる我大都會（大坂神戸ハいざ知らぞ）ハ上諸の政所と始めとして貴き方々の住居し賜ふ家居其他學校病院等殊にも都の中にも最と繁盛なる銀坐通りも大方ハ洋風の煉瓦造りに侍るなり亦聞つるよハ來る二十三年に開かせらるゝ國會議事堂の如きも木造りの日本風にハ非ずして是亦煉瓦造りになるとかや（然れど木造家居と煉瓦造りとの利害に就ても議者より聞侍る事のあれども是は本文の大主意にあらねバ省きぬ）然るを君にハ書畫や古器の玩弄物と同じく窮屈不便なる嶋田丸髷をも末永く後生大事に保存せんとし賜ふはちと御門違の論ひにはあらざるか亦君にハ從來の島田丸髷は日本固有の風俗と思し賜ふにや凡て風俗たるハ何時も不變の者にハ非で時につれ世につれて様々よ移り變るなれバ今の束髪ハ取りも直さぞ明治の風俗と云ふも可ならん君の強めて保存せんとせらるゝ島田や丸髷の祖ハ何れも身柄賤しき遊女輩の結び始めし者にて即ち島田髷も島田と云ふ宿の遊女より始まり丸髷ハ芳原の遊女勝山と云へるが結び始めし者なりと將た外のよろほいにのみ心止めて内の誠心を思ぬとやら難じ賜へども妾原と束髪の事を姉妹に告げまへらせしハ外の形ハ兎も角も内の心地のそゞ〱しく且つくさ〴〵の効し有を示せしにても明かに知らるゝならん亦束髪にせしとて國體のおほづなの變るとにゝ有るまじ今假りに變るとせバ男子髪ハ如何にして切り始めけん最とうけがたき事にゐろ且つや養生なり便利なり何をか足元に物有とせんや家居に於ても亦然り洋風の家に住居たらん程の人よ其を修復する位の財産に差支ハ有るまじ然れど君にハ差支有りとして所ろまだらに禿げたると嫌ひ賜ふか妾ハ是をかいして少く雨風にも易く外見も見惡きも我家の火事や嵐に堪へ難き家よりはるかにましならんと思ひ侍りぬ乍去御年繁き御身にも昔の様を慕ひ賜ふハなべての人の情にして實に理りと思へ侍れバ亦何とか申さんや然れど其の御心根をすゝみ行く今の乙女子にも守らせなんとしたまふハ最も嘆はしき事にゐろ諺よも論ひより証しとやら此の後ち我國の如何に進み行くかを見賜へかし今君と百度論ふとも同じ事のみかはてしハ私の論となりて唯に雜誌社幷受け讀む君達の迷惑となるを恐るれバ是の後ち加何程御申し有も妾は此度を以て大尾となしぬ穴賢

女學雜誌社第一回點取文始末

緒言

凡そ世人の注意を惹き讀者の掛念を促し以て論議を主張し以て文海を奨勵するは點取文の募集に過るものなし吾社明治十八年七月新に雜誌を發刊するの初め先づ第一回點取文題婦女改良論を廣告して專ら世間の篇章を募りたるものは一に之が爲めにして素と吾人素志の一分たり爾來之に應じて答文を寄送せるもの總じて二百十一人あり說の甚だ完き者少く婦女諸君の應答せるもの十五人に超えざりしは吾人の尤も遺憾とする所也今ま中に就て甲乙丙の三篇を採擇し社議の末三氏に弊社の女學雜誌を寄附することに定めたり事物の初は大抵粗にして純ならざるを常とす今回の始末甚だ可ならずと云ふも後回の彌よ進んで世人の望に應ずるに至らんとは吾人の確信して疑はざるもの也

明治十九年五月一日

女學雜誌社

甲點　●日本婦人改良論　福島縣　三省生

凡ソ天下ノ萬事進歩セザレバ則チ却退ス進マズ退カズシテ永ク其位置ニ止ルモノハ未ダ之アラザルナリ人誰カ子孫ヲ思ハザル然バ則チ適當ノ方法ヲ考ヘテ世ノ進歩ヲ謀リ以テ後世子孫ノ幸福安寧ヲ增多ナラシムルハ吾人ノ免ルベカラザルノ義務ナリ抑現在ノ日本國ハ遺憾ナガラ未ダ文明ノ評ヲ被ラスヲ得ズ教育トイヒ兵制トイヒ政治トイヒ風俗トイヒ歐米諸邦ニ對スルスラ尙三舍ヲ避ケザルヲ得ズ歐米ハ十九世紀末ノ先達國ト雖ドモ學者ノ目ヨリ之ヲ見レバ未ダ幼稚ヲ免レザルナリ況ンヤソレニモ及バザル所ノ邦國ニ如何ゾ文明ノ目ヲ付スルヲ得ベケンヤ故ニ現時ノ社會ニ生活シ現時ノ空氣ヲ呼吸スルモノハ勵精以テ進歩ノ方法ヲ議ルコソ本意ナレ付テ揚テ我邦ノ現勢ヲ察スルニ刑政禮樂各其路ニ當ルノ人アリテ能ク改良ニ力ヲ盡セバ日ヲ經ルニ從ヒ漸ク將ニ文明ノ境域ニ近カントス然ルニ婦人ハ男子ニ比シテ遙ニ劣等ニ位シ男子ニ並行スルドコロカ其尾ニ付クルモ覺束ナキコトナリ是レ一層取急ギテ日本婦人ノ改良ヲ要スル所以ナリ嚮ニ女學雜誌記者此邊ヲ懸テ江湖ニ問フ余則チ一稿ヲ投ジ答フルヿ以下ノ如シ

(A)智識ニ關スルヿ

茲ニ日本婦人ノ智識如何ト問フ者アラバ萬口一同甚ダ男子ニ下レリト答フルナランシ野蠻時代ニアリテ生命財產ノ係ル所ハ一ニ是レ腕力ナレバ腕力ノ下レルモノハ自然權力下ラザルヲ得ズ今日ノ社會ハ此儘突然現ハレ出デタルモノニアラズ禽獸ト遠ク相離レザル曚昧ヨリ幾千年ヲ經過シテ漸ク此ニ至リシモノナレバ古習ノ今尙在存シテ消滅セザルモノ數多アルベク男尊女卑ノ風

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

習ノ如キモ其一ナルモノナリ故ニ男女ノ位相隔ルノ度ニ由テ其國ノ文野ヲトスルヲ得ベシ日本ノ如キハ之ヲ西洋諸國ニ比較スルニ其懸隔甚遠キヲ見ル乃チ文明ノ彼ニ及バザルヲ知ルベキナリ然レドモ風習ノ沿革ハ文明ノ進歩ニ伴フ者ナレバ男尊女卑ノ風習モ遠カラズシテ迹ヲ絶ツヿナルベシ日本ノ文明ハ日々ニ新ニシテ又日ニ新ナル勢ナレバ必ズ却歩スベカラズ豈邪風ノ永ク存在スルノ理アランヤ抑文明ノ進歩トハ取モ直サズ人民智識ノ進歩ノヿナレバ其文明ヲ望ムモノハ智識ノ培養ヲ勉メザルベカラズ然ルニ方今議論スルモノ皆三從七去ノ不道理ナルヲ述ベ夫唱婦從ノ壓制ナルヲ説キ氣ヲ盡シ力ヲ極ムト雖ドモ是レ獵者ヲ叱シテ漁者タレト云フガ如ク効力ノ微弱ナルヲ如何センヤ獵者ハ山ニ詳ナリ未ダ海ヲ悉サヾルナリ若其ノ業ヲ轉ゼシメントスル片ハ無理無体ニ叱呼スルヨリ寧ロ漁法ノ智識ヲ得セシメ然ル後誘導スルノ易且便ナルニ如カザルナリ甲者曰ク男尊女卑ハ野蠻風ナリ道理ニ反ス速ニ男女同位ナラシムベシト乙者寞トメ聾ノ如シ論者ノ熱心空シク消滅ニ歸スルノミ是レ乙者ノ智識未ダ進歩セザルガ故ナリ余故ニ曰ハントス習慣ハ末ナリ智識ハ本ナリ國民ノ智識サヘ上進スレバ自然男女同位ノ交際ヲナスニ至ルソノ末ノミニ就テ議論スルモノハ未ダ徒論ノ評ヲ免レザルノミト

以上論ゼシ如ク文明トハ國民智識ノ上進ナリ智識ノ上進ハ男女ノ差別ナク一様平等ナラザルベカラズ若男子ノ智ノミ進歩シテ女子ノ識ハ遙ニ下位ナル片ハ是レ半文ノ國ダリ半文ノ社會ハ他ニ半野ノ風習ヲ存セザル筈ナシ故ニ全文全明ノ國タラント欲セバ國民全体ノ智識ヲ上進セシメザルベカラザルナリ願フニ日本婦人ノ智識ハ甚ダ下レリ之ヲ進メテ男子ト同等ナラシムルニハ如何ナル方法カ最適當スルヤ日ク就學督責ヲ嚴ニスベシ日ク女子教育法ヲ改良スベシ日ク女教員ヲ養成スベシ日ク女學士ヲツクルベシ日ク早婚ヲ防グベシ

抑モ就學督責ノ方法ハ現ニ施行スル所ナレドモ未ダ普及トイフベカラズ遠僻ノ地ニ至リテハ全ク無督責ドイフモ敢テ不可ナラザルガ如シ彼人ノ父タリ兄タル者ニメ其子弟ノ入學ヲ忌ムモノヽ情實ハ種々アレドモ概貧窶ニシテ其兒童ヲ他ニ奴タラシメ或ハ自ラ使用シ以テ家政ノ一助トナスモノナリ然ルニ女子ヲ持ツモノニ至リテハ甚ダ窮セザルモノモ之ヲ輕忽ニ附シ就學セシメズ空シク可惜ノ春時ヲ經過セシムルモノ多ク若クハ就學セシムル者モ兩三年ニシテ退學シ能ク小學全科ヲ終ルモノハ落々トメ晨星ノ如シ若シ此ノ如キ輩ヲ嚴ニ督責シテ怠慢スル能ハザラシムル片ハ是ゾ其ノ女權ヲ張ルノ最良法ニメ文明進歩ノ近道ナルベシ其督責ノ方法ニ至リテハ又別ニ論ズル所アラン

右ノ如ニメ女子ノ就學多ク在學久キヲ得レバ先ヅ安心默坐シテ良績ヲ見ルヲ得ベキヤ否々何程昇校ノ兒童多ク在學ノ年數久シキモ教育法ノ善良ナラザル限リハ決メ好果ヲ得ザルベシ前日文部省教育令ヲ改正セラレタレバ間近ニ諸縣ノ教則モ改正セラルベシト雖ドモ余ガ滿足ヲ來スニ足ルヤ否ヤハ未ダ逆ジメ見ル能ハズ目今用井ル教育法ヲ案ズルニ婦人ノ如キハ從來ノ習慣ニ從テ人ノ箕箒ヲ奉ジ人ノ奴婢トナリ人ニ頤使セラルヽニ便利ナル智識ヲ培養スルヲ専一トスルガ如シ試ニ世人ニ問ヘ爾ヽ女子ニ向テ教訓セントスル片ハ如何ナル言語ヲ用井ルヤト或ハ人ノ妻トナラバ能ク其夫ニ事ヘ人ノ親トナラバ能其子ヲ愛育セヨト云ハント答ヒ或ハ厨庖ノ業ニ熟シ裁縫ノ事ヲ善クセヨトイハントト答

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

ヒ或ハ彼ニ皆下婢ノ仕事ニ慣レヨト云ニアラザルハナシ又小學教師ノ女生ニ修身教授ヲナスヤ昨日召使ヲ虐使スベカラザル事ヲ授ケ今日隣傍ノ交際ヲ忽ニスベカラズト教ヒ明日ハ禮義ヲ厚クシ起居柔和ナレト云フ一年三百六十日談ズル所奴隷主義ニアラザルハナシ而メ父母兄弟朋友親類皆謹愼温厚トイヒ終ニ女子ヲシテ卑屈柔弱善良ノ下婢ヲ陶冶スルニ至ル是レ本ヨリ悪事ヲ授クルニ非ザレバ修身科中必ズ坐ヲ占ムベキ事柄ナリ然レドモ一ニ此ニ偏シテ彼ノ活潑壯盛ノ事ヲ皆無トスルハ甚ダ好マシカラヌ事ナリ故ニ自ラ大學士タラン名醫タラン法律家タラン新聞記者タラン著述家タラン工藝家タラン教育家タラント企望シ其智識ヲ男子ト競フノ念慮ヲ生ズルモノハ千萬人中一人モ之レナキヲ信ズ夫小學ハ智識發達ノ基礎タル所ナルニ一モ高尚ノ企謀ヲ起サシメズ只ニ卑下ノ奴隷心ヲ養フヲノミ是務ム如何ゾ婦人ノ權位ヲ高ムル事ヲ得ベケンヤ故ニ曰ク教育法ヲ改正スベシト

教育法改良ハ婦人ノ教育ニ肝要ノ事ナレドモ又茲ニ一便方アリソハ上等社會ノ摸範コレナリ人望トイヒ財産トイヒ天下ニ上位ヲ占ムルノ人ハ擧手投足皆世ノ摸範タルモノナリ此等ノ人率先シテ子女ヲ教育シ或ハ中學ニ或ハ大學ニ或ハ之ヲ洋行セシメ天晴レ學者醫者其他衆目ヲ驚ス程ノ婦人ヲツクラバ天下ノ人之ニ倣フノ傾向ヲ生ズルヤ疑ヲ容レザルナリ凡ソ新規ノ仕事ハ何ニテモ之ガ先導者ナクシテハ叶ハザル事ナリ故ニ婦人改良ノ事ニツキテモ余其ノ先導者ノ出テ來ラン事ヲ望ムナリ又聞ク亞米利加合衆國ニテハ女教師ノ數十五万四千三百七十五人アリト之レハ千八百八十三年ノ調ニ係ルモノニテ方今モ亦大差ナキヲ信ズ然ルニ我邦ニテハ女師ニ乏シク一縣僅ニ一二名ノ平均ニ止ルベシソレ女子ハ天性優美ニシテ疏暴ノ擧動少キニヨリ小兒ヲ扱フノ任ニハ最モ適シタルモノナリ故ニ余希望シテ止マザル處ハ女教員ノ養成是ナリ方今全國各府縣師範學校ノアラザル地ナシ生徒募集ノ際女子ヲモ交フル事トセバ勞セズ費セズシテ漸次女教師ヲ出スヲ得ベク從テ全國ノ人民ヲシテ新奇ノ感覺ヲ起サシメ女子教育ニ力ヲ入ルヽニ至ルヤ必セリ

早婚ノ弊害ハ男女各〻身体ノ强壯發達ヲ妨ゲ延テ精神ノ薄弱ヲ來スモノナレバ教育上大ニ之ヲ避ケザルベカラズ然レドモ人民ノ幼稚ナル事物ノ利害得失ヲ明ニスル事能ハズ男子二八女子二七位ニシテ已ニ夫婦タルモノ往々是アリ然ルガ故ニ前ニ述ル如キ心身ノ妨ゲトナルノミナラズ婦人年齡十三四歳ニ至レバ學校生徒タルヲ耻ヂ父兄亦タ之ヲ理トシテ退學セシメ粉黛裝束以テ男子ノ愛ヲ買フ事ニノミ盡力スルニ至ル之ヲ止ムルノ策只結婚條例ノ發布アリテ結婚者ノ年齒ヲ定ムルニアルノミ

(B)德行ニ關スル事

德行ノ高キハ其人ノ品位ヲ高クシ其人ノ幸福ヲ增ス吾人ノ最モ希望スル所ニシテ文明開化ト親密ノ關係ヲ有スルモノナリ抑日本婦人ノ教訓ハ從來嚴密ニシテ抑束ノ甚シキ者ニテ世ノ議者モ殆ド其不當ヲ論究シタリ余モ亦タ彼女大學女庭訓ナド云フ書ニ記スル所ハ甚ダ不賛成ノ箇條多シ然レドモ議者ノ今日男尊女卑ノ風習ノ行ハルヽ罪ヲ以テ一ニ彼書ニ歸負セシハ余ノ首肯セザル所ナリ何トナレバ前ニ已ニ論ゼシ如ク此風習ハ遠ク往古ノ野蠻時代ヨリ傳來セル者ニシテ決メ中古ヨリ發明セシ事ニハアラズ縱令中古ノ學者ヲシテ彼教訓ヲ敷カザラシムルモ其風習ハ依然トシテ存在スルヤ疑ヲ容レザル所ナリ又其學者モ凡眼ナレバ理

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

非ヲ看別スルナク自然行ハレ來リシ風習ヲ以テ天ノ定ムル所ト誤認シ此等ノ書ヲ著述シタル者ニテ言ハヽ目前ノ景色ヲ筆ニ籍テ寫出セシ者ナリ日本婦人ノ此ク男子ニ降參シテソノ頤使ニ甘ズルハ皆彼ノ教訓ニ從ヒシ者ニハアラズ男子ノ威風ニ壓制セラレ知ラズ識ラズ此ニ至リシ者ナルベシ是ハ之レ野蠻社會ノ招牌ニテ人力ヲ以テ容易ニ之ヲ抛擲スルヲ得ザルナリ若シ之ヲ脱却セントヲ欲セバ須ラク自然力ニ逆ハズ順風ニ乘ジテ帆ヲ揚ゲザルベカラズ自然ノ順序ヲ踏マザレバ迚モ此風ヲ矯正スルヲ得ズ其ノ自然ノ順序トハ如何曰ク智識ノ培養ノミ智淺キ者ニ德行ノ高キヲ望ムハ猶ホ兒ニ向テ高山ニ登レトイフガ如シ智足ラザレバ道理ヲ解セズ源ヲ見テ流ヲ察セズ流ヲ掬テ源ヲ推サズ只目前ノ私利ニ汲々タルモノナリ如何ゾ眞正ノ德行人タルヲ得ンヤ議者或ハ曰ン無學文盲ニシテ能ク忠孝仁義ノ道ニ叶ヒシモノ少ナカラズ是レ德ハ智ト各別ニシテ智ナキモ德ヲ行フヲ得ルニアラズヤト余曰ク人天性智鈍アリ設ヒ讀セズ書カザル者ニテモ因果ヲ見ルニ明ナレバ是レ則智者ニアラズヤ彼四角四面ノ文字ヲ讀ミ徒ラニ唐紙ヲ汚シ而メ餘藝ナキ輩何ヲ以テ智ト稱スルニ足ランヤ今德ヲ行フ人ノ心志ヲ察スルニ此事ヲ行ヘバ彼害除キ彼人喜ブ當ニ行フベキナリ此件ヲ擧レバ此害生ジ彼人悲ム當ニ擧グベカラザルナリト事ノ因果ヲ明ニセズンバ能ハズ若利害ノ考ナクシテ偶然ニ德ヲ行ソ者ハ是レ徒德ノミ何ゾ德トスルニ足ラン讀者此ニ至レバ應ニ知ルベシ小智ハ小德ヲ行ヒ大智ハ大德ヲ行フヿヲ

余一線ニ智識ノ培養ヲ基本トナスト雖ドモ今代成人セシ婦人ハ措キ次代婦人ヲ教育スベシト云フニアラズ凡ソ萬事始ヨリ完然ヲ期スベカラズ完然ナラズトテ之ヲ捨テ置カバ何ノ時カ完然ヲ得ン故ニ先ヅ智識培養ヲ根據トシ外ニ改良ニ關係アルヿハ何事ヲモ擧行セザルベカラズ手始ヲ娼妓ヲ廢スベシ夫レ娼妓ナルモノハ公然淫ヲ鬻グ破廉耻モ亦甚キニアラズヤ已ニ公然之ヲ鬻グ故ニ又公然之ヲ買フ如何ニ買ハント欲スルモ品物ナケレバ能ハザルヿナレバ之ヲ廢スル時ハ自然放蕩少年ヲ減ジ就業者ヲ増スノ利ナレバ經濟上ヨリ考フルモ亦幾分ノ利益アリ此一擧兩利ノ事ヲ行ハズシテ躊躇スルハ豈愚ノ至ニアラズヤ何ゾヤ或ハ説ヲナス者アリ廢娼ハ野合ト轉化スル例ヲナス者ニシテ其實道德ヲ破ブルヿ甚シト夫レ美味ヲ見レバ涎ヲ垂ル未ダ見聞セザルモノニ垂涎スルモノアランヤ直接ニ之ニ合ヘバ情愈切ナルモノナリ世ノ治郎思ヘラク妓樓ニ至レバ必定佳人ト同衾スルヲ得ト爲ニ淫情ヲ促スヿ強ク遂ニ一度之ヲ嘗レバ復其味ヲ忘ルヽ能ハザルニ至ル若世間妓樓ナルモノナキ時ハ目的ナキガ爲ニ淫情ノ起ルヿ少ク心志ヲ他方ニ轉ズルニ至ル決メ野合ノ繁盛ヲ來スノ恐レナキナリソレ野合ナルモノハ下等社會ニ行ハルヽ者ニシテ中等以上ノ與ル所ニアラズ然レドモ青樓ニ登リ一時ノ快ヲ取ルヿハ中等以上ノ社會ニモ甘ジテ行フ所ナリ中等以上ノ社會ニアルモノ廢娼ノ爲ニ不潔破廉ノ野合ヲ増ストハ受取リ難キ説ナリ且其レ男女相接スレバ情必ズ動ク此時ニ當リ誰カ青樓ヲ想像シテ其情ヲ制センヤ之ヲ制スルハ只德ニアルノミ德ヲ養フハ娼妓ヲ師トスルニアラズ又娼妓アルガ爲ニ人民ノ德心ヲ増スニアラズ之レ專ラ教育ノ關スル所ナレバ教育ノ普及ニヨリテ此弊ヲ矯ムルヲ得ルノミ娼妓ノ如キハ却テ淫風ヲ助成スルモノナリ

演劇モ亦改良スベキナリ方今普ク行ハルヽ演劇ハ卑猥淺褻士君

子ノ見ルヲ愧ル所ナリ婦女子之ヲ見ルトキハ知ラズ識ラズ此風ニ感化セラレ已モ之ヲ試ミントスルニ至ル昔時幕府政ヲ執レル時ニハ武士タルモノ劇場ニ至ルヲ得ザルノ制アリシモ亦宜ナリ故ニ芝居好キノ婦人トイヘバ直ニ品行ノ治ラザルモノト想フニ至ル彼下等俳優地方ヲ巡回スルモノヽ如キハ概ネ無學無德猥褻見ニ堪ヘザルノ戯ヲ演シ窃ニ婦女子ノ心ヲ動シ以テ吾利ヲ謀ラントスルモノ比々是ナリ豈之ヲ改良シテ人世ニ利アラシムルハ尤望ム所ニアラズヤ

(C)体力ニ關スルヿ

日本婦人ハ勉テ靜肅謹厚ヲ旨トシ幼少ヨリ言語進退盡ク緩漫ニ生長セシメ若少ク活潑ノ運動ヲナストキハ父母之ヲ叱シ之ヲ諭シ一舉手一投足モ身体發育ノ理ニ戻ラザルハナシ其長ジテ人ノ妻トナルヤ終日室内ニ閉居シテ坐業ヲ營ミ他ト交際スルヿ少シ尤モ下等社會ニ至リテハ自ラ田野ニ下リテ播收ノ業ヲナスト雖ドモ日本中等人種ノ有樣ハ前ニ言ガ如シ

抑体力ハ直ニ智力ニ關係スルモノナレバ此ヲシテ不完全ナラシムルトキハ彼ヲシテ完全ナラシムルアタハズサレバ之ヲ改良シテ活潑有爲ノ婦タラシムルコソ今日ノ急務トイフベシ其方婦人ノ羈束ヲ緩メ交際ヲ盛ニシ日本傳來ノ坐禮ヲ廢シ(家屋ノ造方モ)長袖ノ衣服ヲ改テ窄袖トシ學校女生ニ体操セシメ西洋遊戯ヲナシ且美食セシムベシ之ヲ要スルニうりざねがほにやなぎごしナド幽靈然タル婦人ノ跡ヲ消滅セシメ快活温麗肉圓ク骨强キ婦人ヲ造リ成スベキナリ然ラズンバ英俊卓落ノ丈夫ヲ生ムヿ能ハズシテ智德共ニ西人ノ下ニアラザルベカラズ豈悲シカラズヤ

(D)結論　前論ヲ約スレバ左ノ如シ

日本婦人改良

- 智
  - 就學督責ヲ嚴ニスベシ
  - 教育法ヲ改良スベシ
  - 女教師ヲ養成スベシ
  - 女學者ヲ養成スベシ
  - 結婚條例ヲ發布スベシ
- 德
  - 教育普及ヲ圖ルベシ
  - 娼妓ヲ廢スベシ
  - 演劇ヲ改良スベシ
- 体
  - 交際ヲ開クベシ
  - 衣食住ヲ改良スベシ
  - 遊戯ヲナスベシ
  - 体操ヲナスベシ

乙點

●日本婦人改良論　横濱　木村是

學識以テ人ヲ驚スニ足ラズ文章以テ人ヲ感ゼシムルニ足ラズ余ヤ實ニ無識無文ノ一書生ノミ然レドモ曾テ世態ノ書ト經濟ノ學ヲ講ズルニ當リ到底族制ノ改良セザルベカラザルハ幸ニ夙ニ之ヲ知ルヿヲ得タリ爾來此主意ニ就テ論辨ヲ試ムルヿモ數々ナリシガ近日ニ及ビ余輩同感ノ士憚テ之ヲ痛論スル頗ル多ク大ニ世ノ耳目ヲ傾カシメタリ豈喜バザルベケンヤ故ニ余不肖ヲ顧ミズ亦此機ニ乘ジ前説ヲ重修補訂シテ世ノ批評ヲ仰ガントス

夫レ大厦高樓ニ住ヒテ錦衣玉食シソノ出ヅルニ車馬ノ待ルアリ入ルニ美人ノ仕フルアリ命ズル處必ズ行ハレ欲スル所必ズ遂ゲ壽命ノ百歳ナランヿハ人間ノ一般ニ熱望スル處ナルベシ假令其熱望ニ大小多寡ノ差別アルニモセヨ凡ソ快樂ヲ享ケテ長命ナラ

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

ントハ人類終極ノ目的ナリト確定スルモ決シテ失言ニアラザラン果シテ然ラバ苦痛ノ此快樂ニ超過シ汝モ長命ノ見込ナキガ如クンバ生キテ何ニカセン誰レモ死シテ此苦痛ヲ免レント思フヤ必セリ今ノ世ヲ見渡スニ死ヲ甘ズルモノ甚ダ寡キニ因テ考フレバ蓋シ此世ハ先ヅ快樂ノ時代ナリト云フテ可ナラン一寸皮相ヨリ考フレバ終日終年汗水ヲ流シテ心身ヲ勞働シ万端節儉ヲ窮極スルニ及ビ漸ク一事ヲ完成シ數金ヲ得ルヿ故實ニ世ハ苦痛ノ快樂ニ超過シタル樣ナレド之レ大ニ然ラズ何トナレバ人ノ行爲ハ一ヨリ十マデ皆ナ其目的ヲ誤ルモノニアラズ且ツ其目的ヲ達スルノ手段ニ就テモ亦快味ヲ生ズレバナリ彼ノ車夫ノ人ヲ乘セテ走ルヤ自己ノ伎倆ヲ知リテ樂ミ人ノ賞賛ヲ得ンヿヲ想像シテ樂ミ(之ヲ得レバ勿論曾テ得タルヲ追想シテ樂ム)車ノ自己ノ意ニ適シタルニヨリ樂ミ將ニ目的ヲ達セントスルヲ見テ樂ミ其目的ヲ達シテ若干錢ヲ得レバ又樂ミ(此錢ヲ消費シテ又樂ム)之レニ激勵セラレ人ノ車ヲ挽テ走ルヲ見テモ亦愉快ヲ感ズルニ至リ敢テ其勞苦ヲ厭ハザラシム然ル故ニ快樂ノ苦痛ニ超過スル時代トハ申スナレ𪜈又世ノ中ニ快樂ヲ極メテ苦ムモノ(積極的苦痛)ト之ヲ極ムルヿ能ハズシテ苦ムモノ(消極的苦痛)ト孰レカ多キヤヲ胸算スレバ消極ノ苦痛ヲ受クルモノ、多數ナルハ各種ノ病根ニ見ルモ又西洋諸國ノ人民ノ狀態ニ比較スルモ詳カナルベシ例ヘバ快樂苦痛ヲ合セテ十個ト見ルトキハ西洋ノ人民ハ快樂ヲ得ル七ニテ苦痛ヲ蒙ムル三ナレ𪜈我國人ハ幸福ヲ享ル五個半ニテ不幸ヲ蒙ムル四個半ナルガ如シ豈悲シカラズヤ

併シ世ハ活物ナレバ必ズ發達ノ期アリ我々モ今ハ少年ニテ万事他ノ大人ニ及ビ難キモ安ゾ終ニ大人タルノ時ナカランヤ故ニ今日悲シムベキ境隅ニ漂フトモ次第ニ極樂ノ世界ニ進ミ得ルヿハ毫モ疑フベカラズ然レド世ノ大勢ハ人力ニテ左右スルヿ難シトテ其勢ノ變遷ヲ遲速ナラシムルハ得テ企テ能フモノタルハ昔ヨリ英雄豪傑ノ士ガ當時ノ人心ヲ利用シテ世態ヲ一變シ種々ノ功業ヲ立テ、名譽ヲ博シタル事實ニテ知ラルベシ既ニ知ルヲ得ベキ以上ハ斯ク自然ノ發達ニ放任シテ永ノ年月不幸ヲ蒙ムルニモ及バズ我々ハ宜シク畢生ノ力ヲ振フテ速ニ此界ヲ脫シ極樂國ニ途ヲ急グヿ最モ適切ノ行爲ト云フベシ

然ラバ此計畫ノ方法ハ如何セン凡ソ人間ハ自己ノ終極ノ目的ヲ達スルニ付直接ニ緊要欠クベカラザル手段トシテ私愛ニ熱心スルモノナレバ別ニ巧妙不可思議ノ計策ヲ用ユルニ及バズ只其私愛ヲ妨グルモノヲ排除スレバ自ラ進捗ヲ速ニスル勘定ナリ請フ少シク之ヲ詳論セン但シ自己ヲ愛シ自己ヲ利スレバ其人ヤ容易ク己レノ狀態ヲ改良シ得ルハ明ナルヿ故茲ニハ單ニ野蠻ヨリ開明ニ向フニ從ヒ益々利己心ヲ增スノ理ヲ述ブベシ夫レ人ノ二三才ナルヤ茶碗ニ注ギタル茶ノ熱キヲ顧ミズシテ無暗ニ之ヲ呑ント欲シ椽ト土間トノ高低ヲ考ヘズ匍匐ヒ行テ轉墜スルガ如ク自己ヲ愛シ自己ヲ利スルノ念甚ダ不完全ナルモ十年前後ニ至レバ大ニ私愛ノ情增殖シ恐懼ノ念起リテ其行爲ヲ制ス然ルモ尙ホ未熟ノ果物類ヲ暴食シテ胃ヲ損ジ腹痛ヲ招クヲ慮ラズ然レ𪜈壯年ニ及ベバ因果相應ノ觀念ヲ生ジ能ク物ノ利害ヲ考察シ(此考察モ明智ノ者程誤謬ナシ)快樂ニ就キ苦痛ヲ避ケンヿヲ勉メリ均シク壯年ノ者ト雖𪜈野蠻社會ノ徒ハ万事ニ就テ注意足ラズ思慮淺薄ナルモ開明社會ニ於テハ否ラズ「ニウトン」氏ハ林檎ノ木ヨリ落ルヲ見テ引力ノ說ヲ考ヘ出シ「ワット」氏ハ蒸氣ガ土瓶ノ蓋

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

ヲ吐起スルヲ見テ蒸氣機關ヲ發明スルニ至レリ又社會ヲ組織セザル人民ハ直接ノ方便ニ依賴シテ已レヲ利スルニ過ギザルモ社會ヲ組織シタル人民ハ自已ノ利益ノ幾分ヲ犧牲ニシテ反テ結合ヨリ大利ヲ享ケ開化セザル民ハ他人ヲ害スルヿヲ何トモ思ハザレ𪜈(恰モ小兒ガ人ノ物ヲ取リテ憚ラザル如ク)開化シタル人民ハ他人ノ害セラレテ苦シムモノ多ケレバ隨テ窃盜詐僞ノ如キ害惡ノ斷間ナク結局自已モ安ジテ暮ス能ハザルヲ思ヒ又不開人ハ營生ノ方便幷ニ妻子家族ヨリ快樂ヲ吸集スルニ止マルモ開化人ハ他人ヘ仁惠ヲ施シテモ自已ヲ愉快ナラシムルニ在レバ人間ノ利已ヲ謀ルヤ勉ムルト云フベシ然ルニ世ノ未ダ進化ノ極ニ達セザル悲シサハ右ノ利已ヲ妨ル害物甚ダ多ク人ヲシテ充分ニ已レヲ利スルヿ能ハザラシム利スルヿ能ハザレバ財產欠乏智識開ケズ身体强壯ナラズ從テ快樂少ナク壽命短シ是ニ於テカ則チ其害物ヲ排除セザルベカラザルノ理ハ明カナリ

其害物トハ何ゾ種類ハ極メテ夥多ナルモ就中最モ甚シキハ古來婦人ニ關スル謬說之レナリ其要畧ニ曰ク

家ニ在ツテハ父ニ從フベシ○人ニ適テハ夫ニ從フベシ○夫死シテハ子(男)ニ從フベシ

朝ハ早ク起キ夜ハ遲ク寢ネ晝寢スベカラズ○歌舞妓小唄淨瑠璃等ノ類一切見聞スベカラズ○年四十ニ達スルマデハ群集ノ處ヘ赴クベカラズ○度々親許ヘ歸ルベカラズ○夫ノ許可ナクシテ何レヘモ行クベカラズ

夫ノ朋友殊ニ年若キ男トハ容易ニ言語ヲ交ユベカラズ○私ニ交通又ハ餽送スベカラズ○話ノ間ニ漫ニ口ヲ出スベカラズ○多言ナルベカラズ○家務等ヘ嘴ヲ出スベカラズ○政務等高尚ノ談論ヲ爲スベカラズ

酒茶烟草類ヲ喫スベカラズ○衣服ハ不潔ナラザレバ可ナリ華美ニシテ人目ニ立ツ如キモノヲ着スベカラズ

右ノ綱領中格別非難スルニモ及バザル廉アレド要スルニ壓制ノ精神充分ニ發露シ人ヲシテ厭嫌措ク能ハザラシムルモノアリ左レバニヤ從前スラ勢力ヲ失ヒ幸ニ遵守スルモノ減少ノ傾向アリシガ今日善惡ニ拘ハラズ親ノ命令ニ違ヘバ人不孝ヲ以テ擯斥シ家務ニ喙ヲ容ルレバ牝雞晨ヲ司ル抔トテ人ヲ賤シミ高談縱論スレバおてんバナリト謗リ少シ自由ニ男子ト交際スレバ忽チ品行醜惡ナリト私語キ夫ニシテ婦ノ言フ所ヲ容ルレバ鼻下長ナリト嘲リ常ニ服飾ヲ注意シテ奇麗ニ爲シヲケバおしやれト嗤フ之ヲ以テ見レバ此女子男子ニ服從スベキ說ハ未ダ人心ノ上ニ勢力ヲ振フモノト斷定シテ謬誤ナカルベシ抑モ何故ニ此說ハ人間ノ目的ニ妨ゲアリヤ蓋シ相依リテ活動スル活物ハ其一部ノ利害直接間接ニ他ノ部分ヘ影響スルモノナレバ人ノ肺ノ一部ニ病ヲ發スレバ全身爲メニ瘦弱ス今世上ノ婦人ニシテ少シク物ノ道理ヲモ辨ヘタリト稱スル輩ハ自已ノ行爲ニ如何ナル結果ヲ生ズルヤヲ顧ミズ輿論ノ傾ク處ハ則チ正ナリトノ謬信ヲ起シ一意自已ヲ犧牲トシテ右ノ說ニ服從シ又文盲懦弱ノ徒ハ女子ハ正ニ斯クアルベキモノナランナト思ヒ不平ヲ忍ビテ之ヲ遂行セント欲シ慓悍ノ輩ハ利害ノ兩立セザルヲ以テ忍ブ能ハズ終ニハ親子良人ト相殺傷スルニ至ル此說ノ盛ニ行ハル丶封建ノ代ニ於テ殊ニ亂臣賊子ノ類多キハ之レガ故ナラン

然レバ女子ノ此說ニ服スル者ハ性情ヲ禁壓スルニ由テ消極的ノ苦痛ヲ感ジ又服セザル輩ハ其情態ヲ恣ニスルニ由テ積極的ノ苦

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

痛ヲ受ケ何レニテモ苦痛ハ免レ能ハザルナリ凡ソ苦痛ノ人ニ害アルヤ衣食足ラズ待遇苛酷ノ兒子（仮令ハ所謂繼母ノ手ニ育テラル丶兒子）ガ形容ノ枯槁スルニ見又衣食豐足待遇過重ノ兒子（仮令バ金滿家ノ一人子）ガ常ニ病氣ニ苦シミ且ツ依頼心强クシテ役ニ立タザルニ徵シテ明瞭ナリ故ニ女子ガ右消極的ノ苦ヲ蒙ムレバ身体虚弱ニシテ智識甚ダ貧シク只漸ク男子ニ連レ添フ外一ノ爲スヿナク又積極的ノ苦ヲ感ズレバ殺傷飢餓ニ苦ミ或ハ獄裡ニ呻吟シ良心ノ刺衝ニ苦ミ往時ヲ省テ行末ヲ考フルニ付ケ頻リニ憂慮ヲ催シ嘗テ活潑ニシテ多少爲スアルノ伎倆アルモ終ニ身体孱弱ニ陷リ志操卑屈トナリ亦一對ノ爲ス能ハザル女子トナルベシ

以上ハ則チ直接ニ受クル害ナレドモ斯ノ如キ女子ノ擧ゲタル兒子ハ身体虚弱ニシテ而モ養育法ヲ知ラザレバ智識モ發達セズ結局一身一家ヲ興起スル如キ活潑ノヿ出來ズ儘々遺傳ノ財ヲ守リ一生爲スヿナクシテ朽チ果ツルガ上等ノ有樣ユヘ母ガ此子ノ爲メニ受クル快樂モ活テ居ルヲ見ル位ニ過ギザルベシ又財産ノ寡ナキ者ニテハ親ヲ養ヒ已ヲ養ヒ妻子ヲ養ハザルヲ得ザレバ子タルモノ非常ノ勞役ニ服セザル能ハズ之ヲ見ル親殊ニ母ハ其苦ミ如何ゾヤ勢ヒ自已モ亦幾分ノ勞ニ服セズンハ心自ラ平カナル能ハザルベシ子モ虚弱無智ノ一身ヲ以テ妻子父母ヲ養フヿ故時ニ奉養ヲ怠ルヿアリ此時ニハ生キテ甲斐ナシトマデ思ヒ苦シムヿモアランゾ之レ皆ナ自已壯年ノ時ニ活潑ノ生ヲ營ミ預メ老後ノ計ヲナス能ハザルニ由テ斯ク害ヲ蒙ムルニ至リシナリ要スルニ女子ノ一生ハ全ク人頼ミナレバ其幸福ハ恰モ風前ノ燈火ニ異ナラズ消ヘザルハ僥倖ノミ而シテ人口ノ凡半ヲ占ムル女子ノ不幸ナルハ男子ヲシテ内顧ノ憂アラシメ力ヲ女子ノ保護ニ分タザルヲ得ザレバ男子自身モ其力ヲ伸ス能ハズ女子ノ羸弱ナルニ拘ハラズ反テ長命ニシテ（我横濱ニ於テ九十以上ノモノハ皆ナ女ナリ外國ニ於テモ女子長命ノ由ハ頃日ノ新聞ニ見ヘタリ）男子ノ反テ短命ナルハ其平生女子ノ爲メニ苦シム所ヲ示スノ證ナリ若シ女子能自ラ維持生存スルヿヲ得ルト仮定セヨ男子ハ其得タル利益ヲ以テ專ラ自已ノ改良ニ供給スルヲ得ベク然ル時ハ社會ノ開進モ一層ノ速度ヲ加フルナラン若シ又女子ヲシテ今一段ヲ進メ現今ノ狹隘ナル分業（男女間ノ）ヲ皇張シ女子モ相應ノ業務ニ從事シ所謂男女共働ノ有樣ニ至ラシメバ社會ノ不幸者大ニ其數ヲ減シ開進ノ速度モ以前ニ倍蓰スルノ好結果ヲ見ルベシ然ラバ則チ女子ノ不幸ハ男子ニモ社會ニモ亦不幸ヲ及ボシ女子又其反響ヲ受ク余輩ガ女子ノ男子ニ服從スベキ説ハ吾人ノ目的ヲ妨グト斷言セシハ正ニ此理由アレバナリ

然レバ婦人ノ改良ヲ爲サントセバ先ヅ此説ヲ排除スルヲ以テ第一着手トセザルベカラズ抑モ此説ハ遠ク太古ニ方リ男女ノ關係ハ單ニ腕力ナル時ニ萌生シタレドモ專ラ封建時代ニ成長シテ敎則トナリタルモノナリ蓋シ群雄割據ノ時ニ第一必要ナルハ腕力ニテ之レアレバ以テ已レヲ利スベク之レナケレバ以テ已レヲ損ズベキガ故婦人ノ如キ腕力ニ乏シキモノハ世ノ尊重ヲ招クニ由ナク之ヲ尊重スルノ必要ナケレバ從テ尊重スルモノモナク只男子ガ色欲ヲ充スノ器具タリシノミ戰亂已ミ世間稍ヤ固定ノ有樣トナルモ封建ナレバ矢張リ群雄ノ割據ニ異ラズ曩ニ戰爭ノ際行ハレタル該法則今ハ變ジテ治民ノ法則トナリ曩ニ立テタル戰伍今ハ變ジテ諸種ノ階級トナリシ迄ニテ尙武ノ氣ハ依然熾盛ヲ極メ

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

諸侯ノ重ナル事務ハ實ニ軍事ニ在リキ然ル故ニ武士ノ家ハ男子ト俸祿ト相密着シテ離レズ男アレバ祿ヲ受ケテ一家安穩ナリ男ナケレバ正ニ之ニ反シテ一家零落ス之ヲ以テ男子ハ愈々必要ニ女子ハ愈々不要ニ男子愈尊重セラレ女子愈々賤メラル（幕政ノ頃ニハ出產ヲ賀スルニ男子ナレバお目出度ト云ヒ女子ナレバまあお芽出度ト云ヒタル由ハ屢々聞ク處ナリ）加之全ク封建ノ世ニ發生シタル漢土ノ儒教渡來シテ之ヲ助ケ益ス女子ヲ從順卑屈ニ誘導シタリ斯ル有樣ナレバ封建ノ世ニ在リテハ女子ヲシテ男子ニ隷屬セシムルモ或ハ不都合ナカラン然レドモ今日ノ社會ハ軍務ニ從事スルノ世ニアラズシテ產業ニ從事スル社會ナリ親及夫ノ利益ヲ礎トセズシテ自己ノ利益ヲ礎トスル時代ナリ而シテ女子ノ男子ニ服從スベキ說ノ自己ノ利益ヲ害スルヤ上陳ノ如クナレバ此說ヤ目下ノ社會ニハ勿論不適當ナリト云ハザルベカラズ然ラバ此說タル啻ニ女子改良ノ爲メニノミナラズ社會改良ノ爲メニモ排除セザルヲ得ズ余輩故ニ之ヲ駁スル右ノ如シ

蓋シ斯ク論ジ去レバ人或ハ男女同權ヲ欲スルモノナリト疑ン依テ第二手段ニ論入スル前少シク之ヲ辨セザルベカラズ

同權論者ノ言ニ曰ク

男女ノ釣合ハ其体質ニ於テモ其心ノ働ニ於テモ異ナル所ハ更ニナク生殖器ノ小異アルノミニテ正ニ平等一樣ノモノタルハ爭フベカラズ人若シ万物ノ靈ナランカ男女共ニ万物ノ靈ナリ男子ナクシテ國モ立タズ家モ立タズト云ハヾ女子ナキモ亦國家アルベカラズ何ゾ其間ニ輕重アランヤ故ニ男女ハ同權ナラザルベカラズ

然レドモ此言ノ過激ナルハ多辨ヲ要セズシテ明カナリ夫レ同一ノ人間ニ相違ナケレバ同等ノ權利アルベシト云フカ又均等ノ義務ヲ負担セズンバ其間ニ公平ヲ保ツ能ハザルベシ試ニ思ヘ無限責任會社ノ株主ニシテ所有株數ノ多寡ヲ論ゼズ利益ノ配當ヲ受ケナガラ小株主ハ損失出金ノ責ニ任ゼザルトキハ宛モ大株主ハ少株主ノ奴隷ニ異ナラズ固ヨリ之ヲ以テ公平ヲ得タリト稱スベカラザラン故ニ人ノ体質ニ强弱ノ差アリ心ノ働キニ智愚ノ別アルニ拘ハラズ人タルニ於テハ一ナリトテ平等ノ義務ヲ負担セシムルトキハ如何ナル結果ヲ生ズベキカ之ヲ强者智者ノ堪ユベキ方ニ平均スレバ弱者愚者ハ甚シク苦マン若シ弱者愚者ノ堪ユベキ方ニ平均スレバ智者强者ハ自ラ消失シ世ハ退歩スルトモ進歩ハ出來マジ若シ又世間ノ事然ル能ハズシテ智者强者ハ常ニ弱者愚者ニ勝ル働キヲ爲スナラバ從テ彼レニ勝ル酬ヒヲ得ベキハ普通ノ理ナリ況ンヤ其働ニ應ジ酬ヲナスハ取リモ直サズ社會ヲ進歩セシムル道ナルヲヤ左レバ純然タル男女同權說ハ極端ノ議論ニテ余輩ノ信ジ能ハザル處ナリ

故ニ余ハ其家政ニ妨ゲナキ点ニテ左ノ各項ヲ擴張セント欲スルナリ何ヲ以テ此制限ヲ要スルヤ他ナシ家ヲ爲スノ必要ハ矢張リ國ヲ爲スノ必要ト一樣ノ理ニテ一家擧テ安寧幸福ヲ得ルガ爲メナレバ此家ヲ維持スルニ就テハ其利益ヲ存セザルベカラズ各自ノ利益ヲ滅却シテモ然リト云フニアラズ例ヘバ財產ノ如何ヲモ計ラズ兒子ニ高尙ノ學問ヲ爲サシメ又ハ其家務ニ必要ナル女子ヲシテ徒ラニ擧動ヲ恣ニセシムルガ如キハ全家ノ衰憊ヲ招キ家内ノ不和ヲ釀成シ甚ダ以テ不都合ナレバ假令忽ニシ難キ教育壓ヘ難キ自由ト雖ドモ暫ラク事情ノ許スマデハ之ヲ禁制セザルベカラズ又當人モ多少自己ノ利益ニハ損害アルモ之レハ一家ヲ組織

シタルヨリ來ル幸福ノ謝儀ナリト締メズンバ到底一家ノ繁昌ハ覺束ナケレバナリ所謂項目ニ曰ク

第一　財産ヲ處有セシムベキヿ

第二　別居若クハ離縁ヲ公ケニ要求シ得ベキヿ

第三　再縁ヲ自由ニセシムベキヿ

第四　擧動、文章、言論ノ自由ヲ許スベキヿ

第五　自由ニ家事世務ニ與ラシムベキヿ

第六　二夫婦以上ノ同居ヲ廢絶スベキヿ

第七　學問、技藝、育兒法ヲ教ユベキヿ

請フ其理由ヲ晳説セン(第一)財産ヲ所有セシムルハ次ノ第四五二項ト合シ人ヲシテ用心深カラシメ品格ヲ高カラシムルノミナラズ不幸ニシテ夫ニ死別スルモ猶ホ安全ナルガ故ナリ而シテ最初ハ先ヅ地券株券公債證書ノ如キ取扱易キモノヲ所有セシメ母ノ財産ハ可成其産ジタル女子ニ傳ヘシメンヿヲ要ス(第二)男子ニノミ離別ノ權ヲ有セシムルハ甚ダ女子ノ幸福ニ害アルハ言ヲ待タズ世人ノ熟知セル鈴木主水ノ時代ヲシテ夫ノ利益ヲ礎トセズ銘々ノ利益ヲ基トスル時ナラシメバ妻ハ忽チ離別ヲ乞フテ斯ル不幸ヲ免レ得タルナラン畢竟男子獨リ此權ヲ握リシヲ以テ妻ハ殘忍ニシテ少シモ夫道ヲ盡サヾル夫ノ爲メニ勞苦セザルヲ得ザリキ嗚呼何ゾ非理ナルヤ故ニ女子ニモ離別ヲ請フノ權ヲ與フルナリ然レドモ夫婦ノ不和ヲ見ルニ其一時ノ出來事ニ係ルモノ頗ル多ク暫時ニシテ忽チ平和ニ復シ情厚以前ニ倍スルガ如キモノアリ之レ且ラク別居ヲ請フノ權ヲ幷與シテ暫ラク夫ノ心ノ平カナランヲ待タシメンガ爲メノミ(第三)再縁ヲ許スハ年少ノ寡婦ヲシテ秋夜鹿鳴ヲ聞キ獨リ寢衾ノ内ニ悲マシムルノ不幸ヲ轉ジテ幸トセンガ爲メナリ或者曰ク貞女ハ兩夫ニ見ヘズトハ一夫アル上ニ重ネテ一夫ト交ルノ云ヒニシテ夫死シタル後モ猶ホ男子ト接スベカラズトノ意ニアラズト善カナ言ヤ先ヅ我意ヲ得ル(第四五)擧動文章言論ノ自由ヲ許シ家事世務ニ干與スルヲ許スハ其從フベキ業務ヲ增加シ且ツ其志操ヲ堅固ニシ其行爲ヲ活潑ニシ其知見ヲ廣フセシメテ幽鬱卑屈ノ狀態ニ陷ルヿヲ避ケ以テ昔日草双紙院本ノ類ニ多ク見ル處ノ亭主早死シテ其家瓦解スルガ如キ弊ヲ絕タンガ爲メナリ(第六)二夫婦以上ノ同居ヲ許スハ異性質ノモノヲ多ク雜ユル道理ナレバ紛紜ノ起ル因トナリ宜シカラズ親子双方ノ內孰レカ別居シテ獨立ノ業ヲ營ミ獨立ノ生ヲ立テンヿハ一般ノ幸ナリ(第七)學問ノ必要ナルハ勿論ナレドモ實用ヲ專一トシ淺薄ノ處ニ止メ其ヨリ以上ハ本人ノ好ミニ任セテ可ナリ技藝モ同ジク實用ヲ主トセザレバ本人ヲ益スルヿ極メテ鮮ナカラン育兒法ニ至ツテハ從來曾テ學ビタルモノナク只不都合ナル習慣ニ依賴スルヿナレバ弊害多ク直接ニハ小兒ノ体形智情ノ發達ニ影響シ間接ニハ社會一般ノ不利トナルガ故最モ諸ヲ忽セニスベカラザルハ余輩ガ常ニ論ズル處ナリ固ク信ズ以上ノ數項ハ以テ女子ノ有様ヲ改良スルニ足ント既ニ足レバ上ノ制限モ自ラ其度ヲ低ラセン

蓋シ余輩ノ說ヲ讀ムモノハ女子ヲシテ益ス淫逸放縱ニ流レシムベキヲ疑フモノアランカ然レドモ元來色慾ナルモノハ區々ノ箴誡ヲ以テ能ク禁制シ得ベキモノニアラズ諺ニ曰ク色ハ思按ノ外ナリト故ニ封建ノ世ニ於テ箴誡ノ嚴重ナル彼レガ如キニモ拘ハラズ今日其結果ヲ觀レバ最モ發達シタルハ則チ色欲ノ一アルノミ而シテ他ノ箴誡ノ功ヲ奏シタルハ適マ以テ色欲ヲ勵マスノ助ト

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

ナリシナリ此所爲タル恰モ河流ヲ遮リテ堰堤ヲ築キタル故水ハ止ヲ得ズ堤防ノ解弛セシ處ヲ決潰シテ恣ニ其行路ヲ擴ゲタルニ異ナラザレバ今此堰堤ヲ撤去スル時ハ新行路ノ水勢ハ次第ニ減殺スベキハ無論ナリトス故ニ右ノ如ク諸種ノ自由ヲ許シ此方ヘ心志ヲ誘導セバ色欲ノ衰退スルハ必然ノ理ナリ艮シ衰退セザルト仮定スルモ振返リテ他ノ点ヨリ見レバ女子ノ進歩ハ其害ニ勝ル万々ナルベキハ敢テ保証スル處ナリ既ニ斯ク次第ニ進歩スレバ男子モ亦大ニ幸ヲ得究竟長命ノ人ヲ増スベシ夫ノ總計上ヨリ見レバ貧民ニハ子多ク富民ニ少ナク犬猫ノ類ニハ多ク人間ニ少ナク牛馬ノ類ニハ少ナク魚類ニ多キニアラズヤ此理ヲ推究スル時ハ人長命ニシテ死亡少ナケレバ又出生モ多キヲ要セザル事知ルベキナリ果シテ然ラバ或者ノ疑ハ幻想ニ過ギズ請フ幸ニ安慮セヨ而シテ今企ツル處ノ權力讓與ノ事ハ有力ナル男子ニ直接ニ損失アルガ如キ感想ヲ起サシムルガ故固ヨリ急激ノ讓與實際ニ行ハルベシトモ思ハレズ殊ニ余輩ハ一家ノ維持ニ付族員ニ自由ノ制限ヲ設ケタレバ之レ亦毫モ心配スルニ及バザルベシ獨リ恐ル余輩ノ開論スル諸点ハ既ニ世ニ行ハルヽ多キヲ以テ今更喋々ノ辨ヲ須ヒズト云ハン事ヲ余輩亦實ニ之ヲ知レリ知テ尙ホ論ズル所以ノモノハ深ク根ヲ心裡ニ下シタル舊主義ヲ引抜キ世人ヲシテ慚羞狐疑スル處ナク理應ニ斯クアルベシト確信シテ斷行セシメント欲ス言ヲ更メテ之ヲ言ヘバ前記ノ諸項ヲ世ノ敎則ト爲サント欲スレバナリ

之ヲ要スルニ余輩ノ論旨ハ左ノ如シ曰ク快樂ハ苦痛ニ超過スレ𪜈快樂ヲ極メテ苦ムモノヨリハ之ヲ極ムル能ハズシテ苦シムモノ多キハ豈慨嘆ノ至リナラズヤ然レ𪜈何時マデ此有樣ナランヤ終ニハ進ンデ極樂ノ地ニ達セントモ苟モ社會ノ變遷ハ人力ヲ以テ遲速セシメ得ル以上ハ自然ノ發達ヲ待ツニ及バス我々ハ畢生ノ力ヲ振フテ速ニ彼ノ極樂ノ位地ニ進ムベシ而シテ進ムニ就テノ計畫ハ他ニ妙計奇策ヲ按出スルノ必要ナク只利巳ヲ妨グル處ノ害物ヲ除却スレバ足レリトス所謂害物トハ何ゾ最モ甚シキモノハ彼ノ女子男子ニ服從スベキ説之レナリ抑モ此説ノ女子ニ有害ナルヤ直接ニハ服從スルト將タセザルトニ關ハラズ消極積極ノ苦痛ヲ感ゼシメ大ニ身心ノ發達ヲ妨ゲテ終生ノ計ヲ爲ス能ハザラシメ間接ニハ兒子ノ奉養等ヨリ愉快ヲ得ル事ヲ鮮少ナラシメ然リ而シテ男子モ亦不幸ヲ蒙ムルガ故結局社會ノ進歩上ニモ關係シ女子ハ又此男子及社會ノ有樣ヨリ反響ヲ蒙ムレリ蓋シ此説タル太古蒙昧ノ世ニ萌生シ封建ノ世ニ成長シタレバ或ハ封建社會ヲ維持スルニ適スルナラント雖𪜈現今ノ如キ夫又ハ親ノ利益ヲ基トセズ自巳ノ利益ヲ礎トスル全ク反對ノ社會ニハ最モ不適當ナリト云ハザルベカラズ故ニ單ニ女子一身ノミナラズ男子及社會ヨリ見ルモ此説ノ排除セザルベカラザルハ明カナリ併シナガラ余ハ極端論ナル男女同權説ヲ主張スルニアラズ故ニ一家ノ利益ニ妨ゲアル迄七項ノ規則ヲ推廣セント欲スルノミ人或ハ淫逸放縱ニ流レシムルヲ以テ駁スルモノアランカ凡ソ人ハ進歩スルニ從ヒ色欲ヲ薄ラグルモノナレバ更ニ心配スルヲ要セズ余輩ガ斯ク既ニ多少世ニ行ハレ居ルモノヲ喋々シテ止マザルハ實ニ深ク根ヲ心裡ニ下ス舊主義ヲ引拔キ前記七則ヲシテ更ニ世ノ敎則タラシメント欲スルニ在リト云フニアリ嗚呼世ノ利巳ニ切ナル人ヨ希クハ深ク利害ノアル處ヲ考察セヨ

丙點　●日本婦人改良論　若宮銀次郎稿

日本婦人ノ改良トハ何ゾヤ日本婦人ノ改良スベキ條件ハ一ニシテ足ラズ例之バ人ニ對シ事ニ臨ミ蠢爾トシテ爲スナキガ如キ或ハ家事世事ニ疎クシテ勘弁少キガ如キ或ハ無資力無職業無責任ニシテ物事ニ頓着セザルガ如キ或ハ學術技藝ニ乏シクシテ獨立ノ精神空シキガ如キ是ナリ是レ皆敎育時勢ノ然ラシムル所ニシテ遂ニ習慣トナリ男子ノ爲メ壓制サレ奴隷視サレ翫弄物視サル丶ニ至ル而シテ此數種ノ流弊ヲ救フニ亦數種ノ道アリ然レドモ皆妙計奇策ニアラズ只職業ヲ敎ヘ金ヲ得ルノ道ヲ學バシムル而己何トナレバ右數種ノ流弊ハ敎育時勢ノ然ラシムルトハイヘ日本婦人ハ金ヲ得ルノ業ヲ知ラザル是レ最大原因ナレバナリ今日日本婦人ノ有樣タルヤ一二ヲ除キ他ハ皆徹頭徹尾男子ニ依賴シ衣食セザルハナシ故ニ權力ノ薄キハ自然ノ數ナリ故ニ職業ヲ敎ヘ金ヲ得ルノ道ヲ學バシメ獨立ノ精神ヲ發起セシムルヲ以テ日本婦人改良ノ捷徑ト爲スベシ或人ノ如ク婦人ヲシテ衆人ト交際セシムルヲ以テ改良ノ策トシ或ハ古昔ノ女將軍節婦貞女ヲ學バシメ或ハ詩歌琴瑟蹈舞ヲ能クスルヲ以テ改良ノ答ト爲スハ抑迂遠ト云ベシ然ラバ如何ナル職業ヲ敎ヘ金ヲ得ルノ道ヲ學バシムベキヤ我輩ノ見ル所ヲ以テスレバ甲乙ノ二科ニ分チ甲ハ中人以上ノ學科トシ乙ハ中人以下ノ學科トス而シテ甲ハ處々ニ女學校ヲ建テ學術技藝ヲ敎ヘ女醫即チ婦人科小兒科產科藥劑科等ヲ學バシメ或ハ女教師ト爲シ小學中學ノ兒童ヲ敎育スルノ任ニ當ラシメ或ハ電信技術音學等女子適當ノ業ヲ學バシムルナリ乙ハ處々ニ職工場ヲ設ケ養蚕製絲織機レース製造刷版製紙製燧等ノ業ニ就カシムルナリ然レバ男子ニ依賴セズシテ獨立スルヲ得ベシ果シテ獨立スルヲ得バ決シテ男子ノ爲メ壓制サレ奴隷視サレ翫弄物視サル丶コトナク且彼ノ數種ノ流弊ノ如キモ自カラ跡ヲ絶ツベシ加之ナラズ如此女子ニシテ學術技藝ヲ學ビ職業ヲ爲シ金ヲ得ルニ至ラバ女子ノ地位ヲ高尙ナラシムルノミナラズ我國ノ富強ヲ增加スルコト二倍ナルベシ故ニ徹頭徹尾男子ニ依賴スルノ風ヲ改メ外形ノ改良ヲ後ニシ一ニ金ヲ得ルノ業ヲ敎ヘ初テ以テ日本婦人ノ地位ヲ改良スベキナリ讀者以テ如何ト爲ス

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

社告

●第二回點取文題　日本女子教育策

右文題に對し寄答の方は來る六月三十日迄に其答文を寄送あらんことを請ふ

寄送の答文は社評の上優劣を定め甲乙丙三等の点を得る者より各左の賞酬を呈す

甲點者　女學雜誌　三十冊分無代價呈上
乙點者　同　二十冊分無代價呈上
丙點者　同　十冊分無代價呈上

因に云ふ。第一回點取文題日本婦人改良論に對して答文を寄せ賞酬を得たるものは本号の附録に收録する如く福島の三育生以下三氏なり然るに右三育生と云へるは原稿に宿所姓名を秘して寄送ありたるに付茲に其の匿名を記するの甚だ憾たるのみならず雜誌を呈送することを得ずして甚だ不本意の至に付若し御不都合なくんば至急本貫本名を御報有之度候

尚ほ右賞酬の女學雜誌は要定數を呈送するにあるが故に一号づゝ引續きて配送するとも若くは同号を數多合送するともすべて受賞者の便利に任せるものなり

●各地女學校幹事諸氏に告ぐ

本社は今度全國各女學校の景況を調査し其報告を本誌第廿四五の兩号に分載すべき計畫有之當今府下及び横濱にある女學校の景況を取調べ居候に付其他の各地方に散在する公私女學校の幹事諸氏若くは有志者にして本社の微志を賛成さるゝあらば本月廿日迄に本社へ向け左の項目に對する答報を寄せられんことを乞ふ但し右兩号とも全國の各女學校へ寄送可致事

○女學校在所地名○官立公立私立○何年創立○現今教員何人及其性名○現今生徒何名○卒業生徒何名

東京本郷弓町一丁目廿番地　女學雜誌社

廣告

農商務大臣谷干城君序
華族女學校學監下田歌子君編

○和文教科書

●第一帙二冊　定價五十錢
●第二帙一冊　定價五十錢

此書は恭くも我が皇后宮今年二月華族女學校に行啓あらせ玉へる日在校の生徒を召させられて下し賜りたるものなれバ凡ろ師範學校中學校などにて和文の教科書として用ふべきものの此書に優るものなし此道に志ある人はもとより諸學校の方々も幸に御購讀あらんことを希望す

右二帙各帙とも郵税金十六錢づゝ但し東京府内は郵便はがきにて御注文次第御届け申上べく候

○かなづかひ教科書　一冊定價金十五錢

帝國大學教授物集高見先生編輯

此書は假名遣ひの道を教えて數多の文字の假名つけやうを示せるものなり

○言文一致　一冊定價金十四錢

帝國大學教授物集高見先生編集

此書は言語と文章と固と一致すべきことを論じて文章の書方につき心得となるべき條々を教えたるものなり

製本兼發賣元　東京神田猿樂町三丁目一番地　中央堂　宮川保全
發賣元　東京京橋南鍋町二丁目三番地　十一堂　明石範貞
大賣捌　東京日本橋區上槇町八番地　吉田金造
大坂東區北久寶寺町四丁目　三木佐助

東京大學總理事務取扱文學部長從五位外山正一君序
日本傍聽筆記學會創立員速記法研究會員林茂淳君著

○速記術大要　全壹冊（既刻）　正價郵税共廿四錢

米國女學士ボアン氏曰く速記術は女子に最も適切なる學術也何となれバ女子は男子に比すれば事に綿密なる性質を有すれバ也と。されバにや西洋諸國に於て女子の速記術を學ぶ者日を逐て増すとのことなれバ我邦に於ても先覺の女學生諸君は宜く今日に當りて速記術を學び玉ふべし。此書は著者が世人の注意を惹き起さむが爲め著述されしものにて速記術の起原字体効用習熟の法西洋諸國に於て速記術の盛に行はるゝ現況我邦從來の筆記法の極めて不完全なりしと漢字も假字も書き取りと爲すに不便なると其他速記術に關せる百般の事項を平易簡明に記述せしものにて月參着に便せむ爲め辻新次矢野文雄末廣重恭三君が此學術に關して記述されし文章をも附載せるもの也。請ふ諸君の速に熟讀玩味せられて速記術の効用の至大なるを覺り玉はむことを

發兌所　東京日本橋區馬喰町二丁目壹番地　興文社
賣捌所　東京本郷區本郷弓町一丁目廿番地　女學雜誌社

Digitized by Google　Original from CORNELL UNIVERSITY

○開店廣告

非常之大安賣
大勉強之親玉

日本目
元祖印

婦人束髪かもじ附
曲製造賣捌所

西洋風之品

かもじ附曲目方 大九匁ヨリ 小五匁マデ（代價壹圓ヨリ 同三拾錢マデ）○婦人夏帽子○留針類○コム製花類○リボン○陀鳥羽根○ビセウ○根留櫛○ゴム櫛○曲アミ○香水香油○ハンケチ○おしろい類○顔掛砂ヨケ類○びん附○石鹸類○ようじ歯磨類

○日本風之品

小枕附拔損等ハ三ヶ年請合

○丸曲一本二錢五厘ヨリ○島田同十錢ヨリ○ハらぶ同二錢ヨリ○おたゑかもじ類○びんみのたぼみの根卷みの○手柄兩輪○男の入毛○いれ毛類○發明のたぼさしいらずのたぼみの○同びんみの○附屬品たぼさし類○たぼとめびんどめ元結眞なしのまげ入類○其他御好次第

○日本風附曲

○丸曲一個四錢ヨリ○島田曲同三十錢ヨリ○唐人曲同三錢ヨリ○三ツ輪女夫まげ○おばこ○其他御好次第

○各々樣益々御機嫌能珍重ニ奉存候從テ弊店儀諸君之御愛顧ヲ蒙リ日増ニ繁榮仕難有仕合ニ奉存候就テハ爲御禮此度非常大安賣大勉強仕候間舊ニ倍シ御用向被仰付度偏ニ奉願上候也

明治十九年五月二日開店

東京麹町區二丁目九番地

出雲屋熊次郎

爲御便利毎日洗直シ仕候間御風聽之程希フ○御婦人ハへぎての薄キ御方ハこく成御品無代ニテ差上升○御婦人御病氣ニテ毛なき御方ハ工夫致候

佛國女學士路易達爾克原著 伊藤重固君譯
東京大學教授櫻井省三君閱 山成哲造君校

○西洋束髪秘傳 附 化粧秘傳

全壹冊美本 密書廿七入

大坂梅花女學校教員成瀨仁藏君著 定價六拾錢郵稅共六拾四錢

婦女子の職務

定價拾五錢 郵稅四錢

大鳥圭介君題字 津田仙君序 近藤賢三著

○廢物利用

一冊郵稅共五拾五錢
一名をたれ物用ひ方

○神童詩文

正價郵稅共金六錢

賣捌 東京本郷弓町一丁目 女學雜誌社

女學雜誌代金ハ別段御催促狀差出し不申共前金相切れ候向ハ至急御送金被下度此段更に公告候也

女學雜誌社會計部

女學雜誌賣捌所

東京神田區淡路町（大賣捌） 嚴々堂
東京神田區雉子町 團々社支店
同神田區佐柄木町 東海堂
同日本橋區新葭町 良明堂
同日本橋區馬喰町二丁目 自由堂
同京橋區木挽町壹丁目 萬字堂
同京橋區銀座二丁目 山口福松
同本郷區元富士町 盛春堂
同本郷區春木町二丁目 解明堂
同牛込區肴町 活神堂
大坂備後町四丁目 岡島支店
東京芝西久保櫻川町（支局） 萬春堂

發行所

本局 東京本郷區弓町壹丁目廿番地 **女學雜誌社**

持主兼印刷人 瀧田正義
編輯人 巖本善治

Digitized by Google
Original from CORNELL UNIVERSITY

Digitized by Google

Original from
CORNELL UNIVERSITY